

1. 議事日程（第3日目）
（予算決算常任委員会）

令和5年 3月14日
午前10時00分 開議
於 安芸高田市議場

- 1、開 会
- 2、議 題
 - (1) 議案第35号 令和5年度安芸高田市一般会計予算
 - (2) 議案第39号 令和4年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
 - (3) 議案第40号 令和4年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
 - (4) 議案第41号 令和4年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計
予算
 - (5) 議案第50号 令和4年度安芸高田市下水道事業会計予算
- 3、閉会中の継続調査について
- 4、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。（15名）

委員長	石 飛 慶 久	副委員長	南 澤 克 彦
委員	田 邊 介 三	委員	山 本 数 博
委員	武 岡 隆 文	委員	新 田 和 明
委員	芦 田 宏 治	委員	山 根 温 子
委員	先 川 和 幸	委員	山 本 優
委員	熊 高 昌 三	委員	宍 戸 邦 夫
委員	秋 田 雅 朝	委員	金 行 哲 昭
委員	児 玉 史 則		

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員外議員（なし）

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（23名）

市 長	石 丸 伸 二	副 市 長	米 村 公 男
企画振興部長	猪 掛 公 詩	産 業 部 長	森 岡 雅 昭

【速報版】

議会事務局長	毛利 幹 夫	財政課長	沖田 伸 二
地域営農課長	稲田 圭 介	農林水産課長	森田 修
商工観光課長	松田 祐 生	管理課長	神田 正 広
建設課長	小櫻 静 樹	上下水道課長	佐々木 宏
上下水道課下水道担当課長	登田 晃	議会事務局次長	久城 祐 二
商工観光課課長補佐	小野 光 基	財政課財政係長	小野 哲 司
地域営農課営農支援係長	見代 裕 樹	地域営農課農地利用係長	佐々木 覚 朗
農林水産課農林土木係長	森竹 和 孝	農林水産課林業水産係長	国 広 康 徳
商工観光課観光振興係長	藤堂 洋 介	上下水道課業務係長	竹内 正 樹
上下水道課下水道係長	田 中 要	農業委員会事務局農地係長	藤城 輝 久

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	毛利 幹 夫	事務局次長	久城 祐 二
総務係長	藤井 伸 樹	主任主事	山口 渉

~~~~~○~~~~~

午前 10時00分 開会

- 石飛委員長 定刻となりました。  
ただいまの出席委員は15名でございます。  
定足数に達しておりますので、これより第5回予算決算常任委員会を再開します。  
本日の審査日程は、お手元に配付したとおりです。  
直ちに、本日の審査に入ります。  
議案第35号「令和4年度安芸高田市一般会計予算」の件を議題とします。  
これより、産業部・農業委員会事務局の審査を行います。  
予算の概要について、説明を求めます。  
森岡産業部長。
- 森岡産業部長 おはようございます。それでは、産業部の予算概要について、新規事業、拡充事業を中心に説明をいたします。  
予算資料の6ページをお開きください。  
(4) 農業の振興、No.19有害鳥獣対策の実施において、有害鳥獣捕獲事業を拡充します。実施隊捕獲班の活動強化や、捕獲おりの導入等による適正区画の実施、また見守り等の省力化のため、通信機能つきカメラの活用を行います。  
7ページをお開きください。  
中段、No.23農業関連の計画において地域計画策定を新規に実施し、農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を定めた計画を策定します。  
No.25地域のスポーツを活用した地域活性化において、サッカー公園、人工芝張り替え工事を新規に実施します。  
老朽化が進む、サッカー公園内人工芝グラウンドの張り替え工事を行います。  
8ページを御覧ください。(5) 文化の発信、No.27地域の文化、歴史を活用した地域活性化において、広島神楽大阪公演を拡充します。毛利三兄弟ゆかりの三原市、北広島町の協力を頂き、規模拡大した神楽公演を行います。  
最下段、入場500年記念事業を拡充します。元就入城500年に当たり、教育委員会と連携し、市民参加型の事業を行います。  
以上で概要説明を終わります。
- 石飛委員長 続いて、地域経営農課の予算について説明を求めます。  
稲田地域営農課長。
- 稲田地域営農課長 続いてよろしくお願ひいたします。それでは、地域営農課が所掌します令和5年度予算について、概要を説明いたします。  
まず歳入の主なものですが、予算書25ページをお開きください。下段、1節農業費補助金の説明欄。金額については記載のとおりですので、省略させていただきます。中山間地域直接支払事業費補助金は交付金と事

業推進に係る補助金です。農地水保全管理支払交付金事業補助金は交付金と事業推進に係る補助金です。新規就農総合支援事業補助金は、新規就農総合支援事業、いわゆる新規就農者の経営開始に係る補助金となります。

次のページをお開きください。

有害被害防止総合対策交付金は、有害鳥獣対策に係る交付金です。経営所得安定対策等推進事業補助金は、米の需給調整事務に係る補助金です。

次に、35ページをお開きください。

3節雑入のうち、下段、地域営農課関係雑入のうち、地域農業再生協議会受託金は、安芸高田市農業再生協議会からの事務委託金です。

続いて歳出ですが、115ページを御覧ください。

説明欄の農業総務の一般管理に要する経費の内訳、農業総務管理費の12節委託料580万8,000円は、農業振興地域整備計画の見直しを行う委託料です。根本的な見直しを行うため、令和5年、6年と2年をかけて行う予定であります。農地対策に要する経費の内訳、農地保全対策事業費575万7,000円は、農地中間管理事業と地域計画を推進していくための事業です。有害鳥獣対策事業費1,479万9,000円は、鳥獣アドバイザー、有害鳥獣市外処理業務捕獲委託、防護柵設置、食肉処理施設運営、イノシシ対策モデル事業に係る費用です。増額の主な要因は、すみません、1億479万9,000円です。失礼いたしました。

増額の主な要因は、117ページ、18節負担金の補助及び交付金のうち、有害鳥獣対策協議会補助金により、国費を活用した侵入防止柵の設置を4地区で行うためです。営農体制の整備に要する経費の内訳、中山間地域等直接支払事業2億1,489万4,000円は、中山間地域等直接支払交付金が主なものです。多面的機能支払交付金事業、4,813万4,000円は集落等で農地や水路の維持管理を行う組織に対する交付金が主なものです。米の需給調整事業費2,417万7,000円は、経営所得安定対策の事務について、安芸高田市農業再生協議会において実施するものです。ただし、実際には農業推進班長の設置経費等、協議会から市が業務を受託し実施する形となるため、歳入において883万4,000円を計上しております。

119ページをお開きください。

担い手育成事業ですが、今年度より、地産地消推進事業と生産条件整備事業を本事業にまとめました。18節負担金補助及び交付金2,606万8,000円の主なものは、新規就農総合支援事業補助金は人・農地プランに位置づけられた青年就農者に対する経営開始交付金となります。農業生産振興対策補助金は野菜の生産振興として、パイプハウス、野菜機械導入助成となります。スマート農業技術実証調査費補助金は、水位センサーによる水管理省力化と、画像衛星による生育状況調査の実証実験を、JA広島北部と共に行います。農業後継者育成支援事業補助金は、広島県農業技術大学校修学支援となります。担い手機械等整備支援事業補助

金は、認定農業者等の担い手に対する機械等導入助成です。地産地消の推進に要する経費の内訳、農業振興施設管理運営費1,504万8,000円は、農業関係施設に係る管理運営費です。

121ページお開きください。

畜産振興に要する経費の内訳、畜産振興事業費646万円の主なものは、家畜診療所の運営負担金、和牛改良及び酪農振興に係る補助金です。畜産振興施設管理運営費1,487万2,000円は、堆肥センター等の市が所有している畜産関係施設の管理運営を行うものです。

以上で、地域営農課関係の予算概要について説明を終わります。

○石飛委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員

115ページ、農業総務の一般管理に関する経費のところ、農業総務管理費の説明があったのですが、そこは先ほど農業振興地域整備計画の更新とありましたが、地域計画策定というものも含まれているという認識でよろしいでしょうか。

○石飛委員長

稲田課長。

○稲田地域営農課長

この分の予算につきましては、地域計画策定の予算につきましては、農地保全対策事業費の中の人件費が主なものになっておりますので。

以上です。

○石飛委員長

ほかに質疑ありませんか。

熊高委員。

○熊高委員

今の関連なんですけども、抜本的な見直しを5年から6年かけてやるということですが、方向性としてはどのような内容になるのでしょうか。

○石飛委員長

稲田課長。

○稲田地域営農課長

現在、安芸高田市の農業振興地域計画につきましては、八千代を除いて、他の5町は農業振興地域から除外した地番を表示している状況になってます。これを指定地番という形で、農業振興地域に入っているものを地番を羅列するという形にさせていただけるように考えております。そうすることによって、ホームページのほうでそれを表示して、農振除外が農業振興地域に入っているかどうかをその資料を見れば、入っている入っていないが、一目瞭然できるような形にしようと思っております。

これを整備しますのも、今の地域計画作成等でいろいろ業務あります。その中で、今回もこれを一緒に整備したほうが良いというふうな形で整備する予定です。以上です。

○石飛委員長

ほかに質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本数博委員

115ページの有害鳥獣対策事業費について、先ほど負担金補助及び交付金の中で、有害鳥獣保護対策協議会補助金ですか、3,400万円、国の侵入防止対策で、4地区見込んでおるんと言われましたけど、これら

を含めて、有害鳥獣駆除は昔から大問題なんですけど、このたびの予算で、駆除対策についてどういうことが見込めるようになるのか、お聞きしたいんですが。

○石飛委員長

稲田課長。

○稲田地域営農課長

今の対策協議会の補助金の中では、侵入防止柵という防護柵ですね、これを4地区でわなの導入を考えております。もう一つ、緊急捕獲事業とって、捕獲した部分をジビエのほうへ持っていただければ、国費を使った形での事業が行える。もう1個はICTの技術の活用ということで、カメラを捕獲おりの近くに設置します。これを、アプリを使って、捕獲者と、あと私ら地域営農課の者とか、農地を守りたい、地域の方がアプリを共有できることとなります。そうすることによって、捕獲が一層進むというのを考えております。

以上です。

○石飛委員長

山本数博委員。

○山本数博委員

ということは、どういうのですか、捕獲する猟友会の人がおってですよね。その人たちの活動がより有益になるということですか。被害を受けるのは農家ですよね。その農家に対する対策というの、今言われた中で期待できるものがあるのでしょうか。

○石飛委員長

稲田課長。

○稲田地域営農課長

先ほどICTにつきましては、情報共有できるという部分では、農家の方も、近くにイノシシとかシカがおるでっていうのが一目瞭然に分かってくると。これも6台購入なので、全てに適用するわけじゃないですけど、これを増やしていきたいと。実際に守るべきものとしては、侵入防止柵を4地区で設置します。ここは必ず守るような形でもっていきなと思っています。

以上です。

○石飛委員長

山本数博委員。

○山本数博委員

その4地区は、どちらかというと、このたびの事業でモデルになる地区でしょうか。それで4地区というのは、どこの町でやられるのでしょうか。

○石飛委員長

稲田課長。

○稲田地域営農課長

現在考えておりますのが、上羽佐竹というところと、深瀬、それと千日、向原ですね。もう一つが上式敷という形で、これまでイノシシ等対策事業のモデル地区とした部分が二つあります。あと、深瀬地区につきましては、工場を整備した跡の部分で、国費を使った形での進入防止柵設置という形にします。今まで単市でやっておりますような防護柵も今までどおりやらせていただきます。そういうのについては、要望どおりでやらせていただきたいと思います。

以上です。

○石飛委員長

ほかに質疑はありませんか。

新田委員。

○新田委員

モデル地区、先ほど伺いました。あと、地元のほうからです、箱わな、

まだまだ足りないということも聞いているし、実際地域で作っていらっしゃる方も、業者もいらっしゃるのです、その辺でもし、市のほうから、今後そういった要望があったときに、市民の方に答える、そういった予算がついているかがちょっとここで確認できなかったのです、その辺ちょっとお答えいただけますか。

○石飛委員長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 捕獲おりの設置につきましては、このたび国費の中で、わなの購入、大型箱わなを 18 台で、大型囲いわなを 1 台という形で思っております。これにつきましては、実際は自治体のほうで設置とか、管理運営になってきます。地域の方につきましては、箱わなの購入費用の助成という形でやっております。これは、捕獲班との共同で、協力し合いながら、地域で捕獲活動を進めていただきたいという部分の補助金であります。

以上です。

○石飛委員長 南澤委員。

○南澤委員 施政方針のほうには、これまで実施したモデル地区での有害鳥獣対策の成果を全市に展開しますとあります。これについて、具体的に教えてください。

○石飛委員長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 これまでモデル地区で、千日、昨年度から上敷式とかいう形でやらせていただきました。この中で、そういった部分で、いろいろな捕獲方法とか、獣の習性、これらを一応私らも学習しました。これを今、地域のほうから、有害鳥獣で困っているよという部分の相談を受けたり、その成果を広めていきながら、守れる農地をつくっていきたいというふうに思っています。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

宋戸委員。

○宋戸委員 ちょっとページが定かではありませんが、循環型農業推進事業補助金 425 万円が、令和 4 年度でついとったわけですが、これが全額ゼロとなっております、この理由を示してください。

○石飛委員長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 堆肥助成という形で、今まで循環型農業推進という形で、425 万使わせていただきました。この補助金の対象につきましては、市が運営しております三つの堆肥センターに対する補助金だけでした。実際には、酪農家さん、畜産農家さん、独自で堆肥センターを持っておられて、それを運営されております。市が管理運営するからという形で行う補助金ではなく、平等のようにそれぞれの堆肥センター、酪農家さんで、処分等を考えていただくという形で、市の助成を令和 5 年度からゼロにしております。

以上です。

○石飛委員長 宋戸委員。

- 宋 戸 委 員 三つの堆肥センターというのは、市が施設を設置したものですよね。民間個人といたしますか、民間の人の堆肥も販売しておられる方もおられるということで、平等感がないと。公平でないということでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 稲田課長。  
○稲田地域営農課長 そういう形です。  
以上です。
- 石 飛 委 員 長 宋戸委員。  
○宋 戸 委 員 そうなりますと堆肥、今まで、今年度、補助が出ておった分については、出し方を見てみますと、堆肥を販売するところで、もう補助金を差っ引いて、安く農家の人へ、農家というか利用者へ渡しておったという状況にあります。その在り方を変えて、補助の仕方を変えて、利用に対して直接補助をするという形にすれば、公平性に欠けるということはないと思うんですが、いかがでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 稲田課長。  
○稲田地域営農課長 現在の堆肥の販売方法としては、それぞれ堆肥を欲しい方が、農協さんJAを通して依頼を受ける。そこからJAさんから堆肥センターに行って、堆肥センターから堆肥をまくという、まいたり、売るという形になっています。実際には、個人の農家さんとJAとつながらなくて、実際どのぐらい販売するかが分からんのが今の現実です。ですから、昔は確かに農家に対して助成もしてたんですが、それにしても、堆肥センターを通したもののしか使っていないというのが現状です。  
以上です。
- 石 飛 委 員 長 宋戸委員。  
○宋 戸 委 員 大体難しいところがあるのかもしれませんが、今国が農業政策の中で方針転換をしている。例えば、一般質問をいたしました。緑の食料システム戦略の中に、有機栽培を今後、将来、2050年までに、今の25%拡大をして、つまり日本の耕地面積の約4分の1、100万ヘクタールにするということが戦略として挙げられております。そこらからして、有機農業を推進していくためにも、この堆肥センターにおける堆肥の有効活用というのは、この方針に沿ったものであろうというふうに思うので、そこらの点について、今後具体的な何か検討されるということは考えられませんか。
- 石 飛 委 員 長 稲田課長。  
○稲田地域営農課長 国が示している有機栽培の推進につきまして、まだうち安芸高田市のほうではなかなか進んでいない状況もあります。それらの中で、堆肥がどうしても有効性がということになれば、考えることがあるかもしれません。現在のところ、今回堆肥につきましては、平等性がないという部分で、助成を打ちきらせていただいておりますのが現状です。  
以上です。
- 石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。  
山本優委員。



- 山本優委員 119 ページの 12 の委託料なのですが、四季の里整備業務委託料 92 万 2,000 円の内訳を、ちょっと説明していただきたいと思います。
- 石飛委員長 もう一度。
- 山本優委員 四季の里整備業務委託料の内容について、説明を求めます。
- 石飛委員長 稲田課長。
- 稲田地域営農課長 これにつきましては、四季の里の周辺部を地域の方に管理していただいとる、草刈等の整備費用という形になります。  
以上です。
- 山本優委員 費用は、その 2 段目下の四季の里里山保全等管理業務委託料 50 万円は、草刈などに使う費用でしょ。上に書いてある整備業務委託料 92 万 2,000 円について、説明を求めています。
- 石飛委員長 稲田課長。
- 稲田地域営農課長 上の段の四季の里整備事業委託料が周辺部、のり部分ですよね。四季の里の周りを、四季の里の横の畦畔部分を、地域の方に草刈をしていただいとると。その下の四季の里里山保全等管理業務委託料というのは、平地部分の、今のブドウ棚があるところの平地と、あとその下にもう一つ、農地を借りております。ここの草刈業務という形で、土木業者さんのほうにお願いしています。  
以上です。
- 石飛委員長 山本優委員。
- 山本優委員 分かりました。ちょっと私が勘違いしていました。令和 4 年度の当初、工事請負費として、ブドウ棚撤去費が 700 万ぐらい予算計上されとったんですが、全然手がついていないと思うんですが、その点についての説明を求めます。
- 石飛委員長 稲田課長。
- 稲田地域営農課長 その事業につきましては、繰越明許費を補正のときに上げさせていただいて、今現場説明をさせていただいて、入札準備をしておる状況になっております。  
以上です。
- 石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 山本数博委員。
- 山本数博委員 119 ページの担い手育成事業なのですが、負担金補助及び交付金の中に、国県補助の新規就農総合支援事業補助金というのがありますね。次の単独補助の中に、農業後継者育成支援事業補助金。その 2 段下に担い手機械等整備支援事業補助金がありますが、これらは一体としたものだと思うんです。新規就農総合支援事業の中で、どういった職種の人が何件、何人かおられるのか。どういった支援をしていかれるのか。募集の仕方はどうされとるのか。いうようなところをちょっとお伺いしたいんですが。
- 石飛委員長 稲田課長。
- 稲田地域営農課長 上の新規就農総合支援事業、これは国費を使った、新たに青年就農給

付金という形で昔はありましたが、農業後継者の育成に係る農業を新規に始める方の交付金事業という形になります。現在継続で6名、新規で2名を予算づけしている状況です。

以上です。

○石飛委員長 山本数博委員。

○山本数博委員 これは降って湧いたように、やりたいんですが言うてきたら、あそうですか、ほいじゃあ事業がありますからどうぞいう、そういった姿勢なのか、それとも、やられませんか。甲田では、特にナシ園が経営難に陥りようるんで、後継者難で経営難に陥りようるんですけど。呼びかけをして、こういう事業がありますよと、いうことを市内外に呼びかけて募集をされて、この事業の実施をされとるのか。それとも、6名、そして2人という予定で言われたのは、6名はもうすでに就農されとる。2人はもしか出てきたら、これがありますよという予算なのか。そこら辺の推進の仕方、その辺をちょっと教えてください。

○石飛委員長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 この事業は先ほど言いましたように、国費の事業で、農林水産省のほうから、ホームページにも載せております。どちらかという、農業者のほうから、こういう事業を使いたいんでという形で、向こうから来ていただくような形になっております。それに対して、うちのほうは、交付要件があるかないかを判断させていただいて、どういう形で就農したほうがいいのかいうのを相談しながら、事業しております。

以上です。

○石飛委員長 山本数博委員。

○山本数博委員 私がちょっとここに期待したのは、特に先ほども言いましたように、甲田なんかは観光梨園いうんで、ずっとやってきたんですけど、農業後継者がいないと。もう残念だが、もう閉鎖せにやいかんと、こういうことが続いているんです。市のほうで、梨に限らずですよ。米のほうでもいいですから、市のほうが国の補助があるんですから、それをもって、積極的にそういう募集をされていくんじゃないかと思って期待して今問うたのです。そういうことは考えられませんか。積極的に募集を凶っていくという。

○石飛委員長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 山本委員さんおっしゃるのは、広く広報をして募集をかけてやるという格好なんだと思うんですが、状況によってはそういうのもあるかと思いますが、現在のところはちょっと待ちの姿勢になっているところがあります。どちらにしても、安芸高田市で就農者を育成していくというのは、産業部の使命でありますし、積極的に支援をしていきたいと思いません。

以上です。

○石飛委員長 山本数博委員。

○山本数博委員 今の答弁では、前へ向いて将来があるような答弁じゃないんで、残念

だということだけお伝えしたいと思います。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑ありませんか。

秋田委員。

○秋田委員 先ほど田邊委員が質問された115ページで、今年度新規事業の地域計画の策定、地域計画の策定についてですが、農地保全対策事業の人件費に入っているという答弁を何かさっきされたような気がします。それはいいんですが、この計画策定は、国の補助をもらいながら、恐らくまず、人・農地プラン、そうしたものをきちんと地域的につくっていくんだろなという認識をしていますが、261万3,000円の予算額の計画のなんていいですか、今度263万円で、どれぐらいのところの策定をされる予定なのか、予算の内容についてちょっとお伺いしたいんですけど。

○石飛委員長 263万円というのは、再度のページ数と事業名を、秋田委員のほうからお願いします。

○秋田委員 当初予算資料の7ページで、最初、部長のほうで説明された23番の農業関連の計画の新規事業で、地域計画策定というのが261万3,000円の予算計上をされているんですね。恐らく人・農地プランの計画をつくるんだろうけど、大体どれぐらいの箇所で行っているのかなというのが知りたいので、質問をしております。

○石飛委員長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 すみません、261万3,000円、これは実際には人件費のみという形になっておりまして、推進を図っていく人の人件費を国費で見てもらえるという形になっています。地域計画自体は、委員おっしゃるように、人・農地プランを、それぞれ各集落とか、手を挙げていただいたところで作成しておりました。これを全市全体で、何か所かに分けて、そういう人・農地プランの法定化したものを作成していくというのが事業にあります。国のほうからは、約2年をかけてやりなさいという形になっておりますので、これにつきましては、農業委員会とか、各農業者、それらとあとJAを含めて、推進していくことになっています。

以上です。

○石飛委員長 秋田委員。

○秋田委員 人件費、そういった今から会合を持たれて、そういう計画を策定されるのに、これだけは今予算計上されているということで、理解させてもらっていいですか。はい。分かりました。

○石飛委員長 ほかに質疑ありませんか。

新田委員。

○新田委員 119ページのところの担い手育成事業に、去年は委託料、園芸作物条件整備事業委託料という形で、恐らく2,280万円予算化されていたと思うんですが、恐らく高宮町の羽佐竹だったと思うんですが、今年度令和5年度はそういった事業はもうないという形で理解でいいですか。

○石飛委員長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 委員おっしゃるとおり、園芸作物条件整備事業という形で、鍋石地区の補助園芸作物をするための条件をよくするための事業でございます。これにつきましては、鍋石地区のほうの工事のほうが完了がちょっと遅れておまして、今年度はないという形になります。また、来年度以降、農地ができましたら、その条件、その事業を使って農地の整備していきたいと思っています。

以上です。

○石飛委員長 他に質疑はありませんか。  
質疑なしと認め、これをもって、地域営農課に係る質疑を終了します。続いて、農林水産課の予算について説明を求めます。

森田農林水産課長。

○森田農林水産課長 それでは、農林水産課が所掌します令和5年度予算についての概要を説明いたします。

まず、歳入の主なものでございますが、予算書17ページをお開きください。金額につきましては、記載のとおりでございますので、省略をいたします。

17ページ上段、災害復旧費分担金の説明欄、農地災害復旧事業分担金及び農業用施設災害復旧事業分担金は、農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る地元分担金、その下、林業費分担金の説明欄、治山事業分担金は、小規模崩壊地復旧事業に係る地元分担金でございます。

続いて23ページをお願いいたします。

23ページ下段、総務管理費補助金の説明欄のうち、上から4行目、地籍調査事業費補助金は、地籍調査成果の数値情報化に係る補助金でございます。

続いて27ページをお願いいたします。

上段、林業費補助金の説明欄、治山事業費補助金は、小規模崩壊地復旧事業に係る県補助金、ひろしまの森づくり事業費補助金は、里山林整備など、ひろしまの森づくり事業実施に係る県補助金でございます。

同じく27ページ中段、農林水産施設災害復旧費補助金の説明欄 3件は、令和3年8月豪雨で被災した、農地、農林業施設の復旧工事等に係る補助金でございます。

続いて歳出でございます。67ページをお願いいたします。

説明欄の下欄、地籍調査に要する経費の地籍調査事業費304万7,000円の主なものは、地籍調査成果の数値情報化に伴う業務委託料220万円でございます。

続いて121ページをお願いいたします。

説明欄の下欄。農村整備に要する経費の農村整備総務管理費2,004万7,000円の主なものは、123ページ、土地改良区及び土地改良協議会に対する運営補助金1,367万2,000円。並びに市内3土地改良事業の償還助成金398万9,000円でございます。

その下、農業用施設の維持管理に要する経費の農業用施設維持管理

費5,596万円の主なものは、市管理の農業用施設に係る光熱水費1,035万7,000円、江の川から取水する常友地区、簸川地区の取水許可申請に係る調査設計業務及び農道協の調査設計業務729万4,000円、ため池しゅんせつ工事及び美土里町生田地区頭首工の護床工の工事請負費1,100万円、農地農業用施設の修繕や小災害復旧に係る補助金1,550万円です。

同じく123ページ下段、土地改良事業に要する経費の圃場整備事業費8,564万3,000円の主なものは、高宮町、鍋石地区及びすだれ地区、並びに甲田町火の谷地区の県営圃場整備に係る市負担金8,244万2,000円でございます。

125ページをお願いいたします。

中段、林業普及振興事業に要する経費の、ひろしまの森づくり事業費4,560万8,000円の主なものは、森づくり県民税を活用した里山林整備や人工林整備など、第4期2年目を迎える、ひろしまの森づくり事業の推進に係る森林整備補助金4,527万7,000円です。

同じく125ページ、下段、林道整備に要する経費の林道維持管理費1,023万3,000円の主なものは、林道時修繕料210万円、林道除草業務委託料372万8,000円。小谷亀谷線維持工事費420万円でございます。

127ページをお願いします。

上段、治山事業に要する経費の補強崩壊地復旧事業費2,544万3,000円の主なものは、2件の復旧工事請負費1,944万3,000円でございます。

183ページをお願いいたします。

中段、農地災害復旧に要する経費及びその下、農業用施設災害復旧に要する経費は、いずれも令和3年8月豪雨で被災した国庫補助対象の災害復旧に係るもので、調査設計監理委託料1,900万円及び工事請負費2億1,000万円でございます。

以上で、農林水産課の予算の概要説明を終わります。

すみません。農地災害復旧等施設の合計で2億1,000万円でございます。

以上でございます。

○石飛委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

武岡委員。

○武岡委員 127ページの上段の小規模崩壊地復旧事業費でございますが、先ほど今年度の予算では2件を計上されておるといふふうにお聞きしましたが、これ以外にかなりまだ残っておると思うんですが、どの程度残っておるんですか。

○石飛委員長 国広係長。

○国広林業水産係長 現在のところは、今回の上げる2件を含めて21件の要望が上がっているところでございます。

以上です。

○武岡委員 残りが21件ということであるならば、毎年2件程度でやっていけば、

10年はかかるんですね。もう少し進歩を高めて、県への要望とかいうことはできない状況なんですか。

○石飛委員長

森田課長。

○森田農林水産課長

御指摘のように、2件ずつということであれば、10年以上かかるということでございますけれども、県の事業採択を受ける必要がございます。県のほうにもいろいろ要望を上げておりますけれども、2件ぐらいしか予算がつかんというようなことを聞いておりますので、今後とも要望のほうを強めてまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○石飛委員長

山本数博委員。

○山本数博委員

武岡委員に関連して質問しますが、なかなか県がつけにくいというふうで答弁されたんですけど、県に行きまして、どうして使うのですかという質問したことがあるのです。そしたら、市のほうが上げてこれんと、こういう答弁だったのです。どっちがほんまでしょうか。

○石飛委員長

森田課長。

○森田農林水産課長

市民のほうから、小規模崩壊地復旧事業について要望が上がってきた段階で、私どものほうから現地を調査して、その都度、県のほうに要望を上げております。あとは、全県ですので、県のほうがいろいろ予算でも順位づけをされるんだと思いますけれども、決してうちのほうで止めてるわけではなく、上がった段階で調査をして、県のほうに要望は上げております。

以上でございます。

○石飛委員長

他に質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員

123ページの補助整備事業費についてお伺いするんですが、負担金補助整備事業の負担金で、3地区の説明をされましたが、お伺いしたいのは鍋石地区ですね、高宮の。これが8,244万2,000円のうちの何がしか入っているんですが、これまでのこの事業の高宮の鍋石の進捗状況と、この予算で大体進捗は何%ぐらいになるんだろうか、お伺いしたいんですが。

○石飛委員長

森田課長。

○森田農林水産課長

鍋石地区につきましては、県営事業でございますので、県のほうが工事をしておりますけれども、昨年、工事中に岩盤が出て、なかなか工事が進まないという話は聞いております。先ほど地域農家のときにもありましたように、園芸作物の補助金のほうも、今年度は見送ったというところで、ちょっと進捗状況%まではちょっと聞いておりませんが、遅れておると。一応、県のほうからは令和7年度の完了というふうには聞いておりますけれども、若干遅れ気味であるという情報を得ております。

以上でございます。

○石飛委員長

秋田委員。

- 秋田委員 県の事業で、県がやっているんでなかなかこっちに情報が入ってこないということもあるのは理解できますが、やっぱり今後はそこが整備されたら、野菜農家が当然入ってこなきゃ成り立ちませんし、そこらも全て県にお任せするのか、農業振興の面からいったら、市内で農業者を確保したりすることも考えられると思うんです。そこらあたりが全て県に頼っているということでやっている、なかなか難しいところがあると思うんで。そうしたところは、今後市もしっかり関わっていただきたいという思いで質問しておりますが、答弁があればお願いします。
- 石飛委員長 森田課長。
- 森田農林水産課長 圃場整備自体の工事自体は、県のほうがやっておりますけれども、工事が終わったら、市のほうで利用させていただくわけでございます。市の農業の活性化ということもございますので、地域農課等の関係課と協力しながら、ますます農業が発展するようにやっていきたいというふうに考えます。
- 以上でございます。
- 石飛委員長 他に質疑はありませんか。
- 田邊委員。
- 田邊委員 123 ページ、農業施設維持管理費の説明が、すみません、ちょっと聞き取れなかったのもう一度お願いしたいんです。14 節工事請負費等を、18 節の農地農業施設関係補助金についてを、すみません、もう一度説明をお願いします。
- 石飛委員長 森田課長。
- 森田農林水産課長 農業用施設維持管理費 5,596 万円のうち主なもの、は市管理の農業用施設に関する光熱水費 1,035 万 7,000 円、江の川から取水する常友地区、簸川地区の取水許可申請に係る調査設計業務、並びに農道橋の調査設計業務 729 万 4,000 円、ため池しゅんせつ工事及び美土里町生田地区頭首工の護床工の工事請負費 1,100 万円、農地・農業用施設の修繕や小災害復旧に係る補助金、いわゆる 45%の補助と言われるものですけれども、これが 1,550 万円でございます。
- 以上でございます。
- 石飛委員長 ほかに質疑ありませんか。
- 新田委員。
- 新田委員 125 ページの、ひろしまの森づくり事業ということで、18 節なんです、森林整備補助金のところなのですが、昨年 4 期でたしか聞いたような気がしたのですが、ことし令和 5 年の 5 期かなと。私の勘違いだったら、ちょっと御説明お願いいたします。
- 石飛委員長 森田課長。
- 森田農林水産課長 この事業は平成 19 年から始まっておりまして、5 年スパンでの 1 期ということで、4 期目に入っている。今年度は 4 期目の 1 年目でしたので、来年度は 4 期目の 2 年目ということでございます。
- 以上でございます。

- 石飛委員長 新田委員。
- 新田委員 あとそれから、もう一つ伺いたいのですが、林業総務管理費のところの、昨年は竹チップの管理業務委託費というのが入っていたんですが、ことしはちょっと予算書になかったので、これはどのような形で今後管理されるのか、伺います。
- 石飛委員長 森田課長。
- 森田農林水産課長 竹チップにつきましては、今年度まで業務委託、管理業務委託ということで、美土里町の堆肥センターのほうを管理されている方に、管理委託をさせていただいておりました。貸出し業務ということでございましたけれども、年間三、四件の利用で推移しておるということもございまして、来年度から譲渡をさせていただいて、有効活用していただくと。そこで竹チップでの堆肥、チップでの堆肥づくりをされているということもありまして、譲渡をさせていただきました。今後、譲渡先である堆肥センターの管理者の方が、地域に出向いて、竹のチップ化、竹チップの操作をするというようなことになっておりますので、一応譲渡させていただくために、今回予算計上しておりません。
- 以上でございます。
- 石飛委員長 新田委員。
- 新田委員 それでは、安芸高田市に在住の方で、森林を管理されている方が、竹チップを使って処理いただきたいということが、美土里堆肥センターのほうに連絡入れば、順番でやっていただくという形の理解でよろしいですか。
- 石飛委員長 森田課長。
- 森田農林水産課長 そのような形になろうかというふうに思います。
- 以上でございます。
- 石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 南澤委員。
- 南澤委員 林業の総務管理費のところになるかと思うんですけども、事務事業評価シートに森林環境譲与税の活用方法の策定をする必要があるという記述がありまして、こちらのほうについて、どのようにされていく方針か、予算の中で見ればそのあたりを教えてください。
- 石飛委員長 森田課長。
- 森田農林水産課長 森林環境譲与税、令和6年度からは森林環境税ということで1,000円の賦課ということになります。所有者等々の林業に関する無関心というか、いうことで山が荒れていく中で、その譲与税を使って森林整備をするということでございますけれども、現在のところ市のほうで、私どものほうで活用方針というものを策定しております。ただし、本市の場合、地籍調査が全て済んでおりませんので、山林のほうがですね。その中の所有者であったり、筆界がはっきりしないという面もございまして、そのあたりも総合的に考えながら、事業展開してもらわんといけんというふうに考えておりますけれども、活用方針と、譲与税の活用方針とい



うものを策定をしております。

以上でございます。

○石飛委員長

南澤委員。

○南澤委員

方針については発表という形で、公表というのはされていますでしょうか。

○石飛委員長

森田課長。

○森田農林水産課長

現在でもまだ発表はしておりません。活用方針もですけれども、一応森林環境税は民有林の人工林というものが主な対象なものになってまいります。ですから、民有林ということで、なかなか市の考えが及びにくいということもございますので、もう一度精査をして、一応はつくっておりますけれども、いずれは出していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○石飛委員長

ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員

先ほどの南澤委員にちょっと関連してくるとは思うんですけれども、125ページの造林事業費なんですけれども、事務事業評価シートには森林譲与税を活用した造林に係る補助制度を検討するとなっております。活用方針をつくっている中での、多分その次のステップにはなると思うんですけれども、予算としてはそういったものが見られないので、そこは今後つくられるというお考えなのでしょうか。

○石飛委員長

森田課長。

○森田農林水産課長

数年前、10年前ぐらいまではいろいろな山の事業の補助金等々が、県も含めてたくさんありました。現在のところ、ほぼ市のほうではないというところでございます。

先ほど言いましたように、民有林の人工林が対象であるということがございますので、その民有林も、なかなか自分で何かをするというふうに投げてあるという状態のものがたくさんございます。今年度につきましては、そういった補助金制度のほうは上げておりませんけれども、関係機関と連携取りながら、そういった造林、植林であったり、あるいは間伐であったりということで、現在県のほうで対応しておりますけれども、市のほうで、そのあたりの手当ができれば、そういったことも考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○石飛委員長

ほかに質疑はありませんか。

先川委員。

○先川委員

123ページの農業施設維持管理費の公園清掃・トイレ清掃等業務委託料4万1,000円とありますが、これはどこなんでしょうか。

○石飛委員長

森田課長。

○森田農林水産課長

これは向原町の丸山公園でございます。

以上でございます。

○石飛委員長

先川委員。

- 先川委員　この中に入るんじゃないかと思えますけれど、向原の農村交流館横の公園トイレ、これが見当たらないと思うんです。これはどうなっているんでしょうか。
- 石飛委員長　森田課長。
- 森田農林水産課長　河原公園のことだというふうに思いますが、今回このトイレ、4月から廃止をさせていただきたいというふうに考えております。近隣の施設やすらぎが200メートルぐらい先にあると思うんですけれども、そちらのほうの利用をお願いしたいというふうに考えております。
- 以上でございます。
- 石飛委員長　先川委員。
- 先川委員　廃止ということになりますと、今後撤去とか、どういうふうに考えておられるんでしょうか。
- 石飛委員長　森田課長。
- 森田農林水産課長　河原公園の駐車場横のトイレでございますけれども、今のところは入り口のほうを塞がさせていただくと。建物撤去とかいうふうには考えておりません。入り口をコンパネであったり、そういったもので塞ぐように考えております。
- 以上でございます。
- 石飛委員長　先川委員。
- 先川委員　農村交流館やすらぎを使えばいいとおっしゃっていますが、これは休日もありますし、内部に入らないと使えないということもあります。いわゆる公衆トイレ言いますかね、公園トイレとしての機能が果たせないと思うのです。今、先ほど4万1,000円は丸山公園とおっしゃいましたが、何かそこよりはここのほうが利用率もいいし、かなり使っておられるのですよね、あの公園は。廃止するというその理由を教えてくださいたいと思います。
- 石飛委員長　森田課長。
- 森田農林水産課長　一番の理由はやすらぎ、近くにトイレがあるというところでございます。委員おっしゃるように、毎月第3火曜日が休みというふうに伺っております。やすらぎのトイレは外から入れないということも聞いております。その日については利用できませんけれども、やすらぎのほう、近く200メートルぐらいのところ近くにすぐトイレがあると。やすらぎを利用していただきたいということでの廃止に至りました。
- 以上でございます。
- 石飛委員長　ほかに質疑ありますか。
- 山本数博委員。
- 山本数博委員　どこ見てもよう見つけんのですが、里山整備事業ですよね。県の補助金の。あれは、どこにあるんでしょうか。
- 石飛委員長　森田課長。
- 森田農林水産課長　予算書でいえば、125ページの中段の林業普及振興事業費に要する経費の2段目、広島森づくり事業の18節負担金補助及び交付金、森林

整備補助金の中の4,527万7,000円の中にございます。

以上でございます。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 先ほど新田委員が問われた美土里の堆肥センターのチッパーのことですけども、美土里町の堆肥センターが取り入れ完了するということです。市民が申し出たら、それを動かして対応するというのですが、利用規定といったようなものは整備をされておるのでしょうか。

○石飛委員長 森田課長。

○森田農林水産課長 今年までの委託事業につきましては、そういったものがございますけれども、来年度以降は譲渡ということでございます。市としての思いは伝えさせていただいておりますけれども、一部は譲渡ということで、譲渡先のほうにお任せをする状態でございます。

以上でございます。

○石飛委員長 熊高委員。

○熊高委員 これまではそういう市が関与しとったんで、ある程度コントロールできたと思うんですが、民間が完全に扱うということになると、市民とのやり取りにトラブルが起きるような気がするのです。これまでの状況も含めてみると、ですから早急に利用規定というようなものを、美土里堆肥センターの皆さんが扱う形の中で、整備をされたらどうかと思いますが、いかがでしょう。

○石飛委員長 森田課長。

○森田農林水産課長 譲渡先のほうには、現在の業務委託の規定を踏襲していただくようにお話はさせていただいておりますけど、もう一度確認をして、そういった方向に進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○石飛委員長 熊高委員。

○熊高委員 市民が依頼をしたときに、移動運搬が非常に課題であったと思います。台車等の配備というんですか、そういったものも要望もあったように思うんですけれども、その辺の整備も併せてしてあるのでしょうか。

○石飛委員長 森岡部長。

○森岡産業部長 この件に関しましては、運搬等については堆肥センターのほうに車がございますが、それが使えるかどうかというところはまだ相手方との協議がなされていない状況でございますので、指摘をいただきましたので、そのことを地域営農課も含めて、協議させていただきたいと思います。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって農林水産課に係る質疑を終了します。

ここで11時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開



- 石飛委員長 休憩を閉じて、再開いたします。
 続いて、商工観光課の予算について説明を求めます。
 松田商工観光課長。
- 松田商工観光課長 それでは、商工観光課が所掌します令和5年度予算について、概要を説明いたします。
 最初に、歳入の主なものについてですが、19ページをお願いします。
 上段、商工使用料3,856万円は、サッカー公園施設使用料、また、緑の交流空間の施設使用料です。
 続いて21ページ、下段を御覧ください。
 国庫支出金、商工費補助金1,230万円は、内閣府のデジタル田園都市国家推進構想交付金、いわゆるテレワークタイプでございます。
 続いて、27ページ上段を御覧ください。
 県支出金、商工費補助金18万3,000円は、お試しオフィス、緑の交流空間を活用し、企業誘致を推進するチャレンジ里山ワーク事業補助金です。
 同ページ下段、土地建物貸付収入、高宮パストラルや向原ラポートの家賃収入でございます。財産貸付収入の1,147万1,000円のうち、249万9,000円です。
 続いて、35ページ下段を御覧ください。
 その他収入、スポーツ振興くじ助成金3,000万円は、サッカー公園人工芝張り替え工事の助成金です。
 続いて歳出です。67ページ10段を御覧ください。
 外郭団体等運営指導事業費1億2,817万3,000円は、指定管理をしております主要観光6施設の維持管理及び運営に関する経費で、主には主要観光施設の指定管理料1億2,286万1,000円、また、北の関宿駐車場のフェンスの修繕工事、たかみや湯の森、浴槽循環器金物ランニング工事等に係る維持修繕工事350万円です。
 続いて、127ページ、下段129ページを御覧ください。
 商工業振興事業費1,944万8,000円は、市商工会及び工業会と連携し進める商工業振興に要する経費で、主には市商工会運営補助金1,901万4,000円、産業人材育成促進助成事業補助金、安芸高田市工業会30万円です。
 商工業振興施設管理運営費856万8,000円は、129ページを御覧ください。
 お試しオフィスとして使用する緑の交流空間、ショッピングセンター、高宮パストラル、向原駅産業振興支援センターラポート、そして八千代地域振興施設フォルテの指定管理料を含む、維持管理経費です。
 続いて、129ページ御覧ください。
 企業立地推進事業費5,848万8,000円は、企業立地の奨励金として2,912万4,000円、負担金及び補助交付金で2,652万7,000円のうち、主に

はデジタル田園都市推進事業実行委員会補助金として、都市部からの企業誘致支援、進出企業と行政と連携した地域課題の解消につながる事業を支援するに1,640万円、サテライトオフィス等誘致事業進出助成金として350万円、起業、起こし業です。支援事業助成金として630万円。

続いて、同ページ下段から131ページを御覧ください。

観光振興事業費3,875万円は、主に神楽や毛利元就サンフレッチェといった当市の観光資源を活用した観光振興に要する経費で、主には委託料、神楽定期公演に係る業務委託料380万円、負担金補助及び交付金3,302万1,000円のうち、サンフレッチェ広島応援事業補助金400万円、5月に予定しております大阪神楽公演などの大都市プロモーションの事業補助金として510万円、神楽甲子園実行委員会400万円、毛利元就郡山入場500年記念事業イベントを展開する連携事業といたしまして390万円、神楽ドームで県内各市町と連携して実施する神楽公演大会、春夏秋冬特別公演及び広島広域都市圏内の神楽団を定期公演に招聘しての公演事業補助金に100万円を計上しています。

同ページ下段から133ページ上段を御覧ください。

観光施設管理運営費3億5,166万3,000円は郡山公園をはじめ、安芸高田市サッカー公園管理などの観光施設に係る維持管理及び運営に要する経費として、主にはサッカー公園の指定管理料5,671万4,000円、さらに工事請負費にサッカー公園人工芝張り替え工事及び、大土山憩いの森キャンプ場施設解体工事に2億8,681万円を計上しています。

以上、商工観光課関係の予算概要について説明を終わります。

○石飛委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員

133ページのサッカー公園の指定管理に関係もするんですけども、工事請負費の2億8,681万円なりの改修費が計上されております。かなり大きな額ですけども、必要によってこれをするということは理解できるんですけども、この投資が将来的にどのように生きていくような見通しで考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○石飛委員長

松田課長。

○松田商工観光課長

サッカー公園の改修でございますが、やはり何といたしましてもサンフレッチェ広島、そういったところを応援しながら、安芸高田市の魅力の発信であったり、またはサンフレッチェを活用し、多くの人にこの安芸高田市を訪れていただきたい。その中でまた、子どもたち、ユースの子はけががないように、何とか芝を張り替えて、もっともっと強いサンフレッチェになっていただきたい、そういう願いもありながら活用していきたいというふうに考えておるところでございます。

○石飛委員長

熊高委員。

○熊高委員

広島にサッカー公園の大きな整備がされておりますので、それとの関係も含めて、長期的に安芸高田市にサンフレッチェの拠点はまだ取るん

というような形で残していくという、そういうことは、十分理解もできるし、下手をすると、広島に新しくできることによって、いろんなものが動いてく可能性もあったんでしょ。そこらを含めて、この投資をして、サンフレッチェに居ついてもらうという目的じゃないかなと思うんです。そうであれば、先ほど松田課長もおっしゃったように、人がどう交流をしていくような施設にするかということであれば、芝生だけでいいのかなという気がするんです。そこらも含めて、将来的な見通しはどんなふうに考えていくのかなということをお聞きしたいんです。

○石飛委員長

松田課長。

○松田商工観光課長

芝生の張り替えも当然でございますが、指定管理をしていただいておりますサンフレッチェサイドのほうとも協議をしながら、週末のにぎわいづくりであるとか、練習日のにぎわいづくり、そうしたものを展開していければということで、現在協議のほうを進めているところでございます。

以上です。

○石飛委員長

熊高委員。

○熊高委員

そういった投資によっていわゆるサッカーを中心とした交流人口を、現状を見てどのくらい増やしていくのかというような見通しも含めて、検討がされておるんですか。

○石飛委員長

松田課長。

○松田商工観光課長

サッカーのファン、サポーター、そういったところを増やす取組ということで、先般より開催しておりますパブリックビューイングの開催でありますとか、まだまだ安芸高田市、吉田町を中心になるんですが、サッカー色を強めていければというふうに考えております。まだまだサッカーのファン層というのは薄いんじゃないかなと思いますので、今後引き続き、そうした取組を重ねながら、ファン層を増やしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○石飛委員長

ほかに質疑は。

新田委員。

○新田委員

129ページの企業誘致のところ、もうちょっと詳しく御説明をいただきたいと思います。昨年の予算が入って、今年はなく、今年デジタル田園都市の関係の予算が大きくなったので、そこでちょっと一旦説明いただけますか。

○石飛委員長

松田課長。

○松田商工観光課長

今回、デジタル田園都市推進事業補助金のほうにまとめさせていただいたということで、この事業は詳しく説明させていただきますと、都市部の企業を対象として、誘致をすることを目的とした事業となります。昨年度ありました事業関係、これをこのデジタル田園都市推進事業のほうに一本化したということでございます。その中で具体的には、実行委員会での運営となりまして、誘致のプロモーションを実施する経費とし

て209万6,000円、対象となる企業が市内で事業を定着させるための事業補助金として1,268万円、事業推進のための事務業務委託費等で170万4,000円を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○石飛委員長

新田委員。

○新田委員

実際の都市部でどんな営業をされているかっていうところを聞きたいんです。今南海トラフの関係で、かなり関東圏興味を持たれている方が多いかなということで、情報入っているけど、その辺りとしての取組、予算で使っていきたいんだというのが具体的にもし持っていれば伺いたいんですが、いかがでしょう。

○石飛委員長

松田課長。

○松田商工観光課長

この事業の推進ですが、企業へのプロモーションを定期的を実施しております。都市部の企業を集めて、市内での事業展開について提案をいただいているところでございます。都市部の企業側だけでなく、地元の事業者でありますとか、地元の生産者ともマッチングをかけながら、提案された事業が地元との連携を図っていけるように進めていきたいというふうに考えております。この間、企業とのマッチングということでリモートを使って、企業に誘致、そういったところをかけているところでございます。

以上です。

○石飛委員長

南澤委員。

○南澤委員

今の新田委員の質問に関連して、施政方針の中でサテライトオフィスの誘致や企業支援について、地域課題の解決に向けた事業者の誘致に取り組むと、こういう一文がありますが、具体的にどういった地域課題の解消に向けた事業所の誘致に取り組む予定でしょうか。

○石飛委員長

松田課長。

○松田商工観光課長

提案型でございます。企業のほうから、こういう提案があるんだよっていうことであります。その中で、地域の課題といえば、先ほど来ありましたように、有害鳥獣でありますとか、耕作放棄地、さらには野菜をたくさん作ったんですけど、なかなかB級で売れない、そうしたものを加工するとか、そういうようなことができる企業さんであるとか、そういうような様々な地域の課題があろうかと思えます。そういったものを企業と地域が一緒になって取り組むという、そういうところを推進していければということで、いろいろな企業さんのほうと当たっておるところでございます。

以上です。

○石飛委員長

ほかに質疑はありますか。

山本数博委員。

○山本数博委員

今の新田委員の関連で、答弁の中に実行委員会で行う言われたんですけど、実行委員会メンバーはどのようなメンバーで、補助事業をどういのですか、企業を探するような活動をどのようにされとるんか。どういっ

たメンバーでやられてるんでしょうか。

○石飛委員長 松田課長。

○松田商工観光課長 実行委員会を組織するというので話をさせていただきましたが、実行委員会につきましては、これから協議を進めていければというふうに考えております。その中で、大きくいえば商工会でありますとか、そういったところの団体と一緒にできればなというふうには考えておるところでございます。

以上です。

○石飛委員長 山本数博委員。

○山本数博委員 127 ページ、商工業振興事業の 18 節の負担金補助交付金の中に、商工会の補助金があるんですね。昨年度と比べたら、300 万円余り減額になっていますよね。この減額は、どういう理由で減額になったんでしょうか。

○石飛委員長 松田課長。

○松田商工観光課長 減額でございますが、市の財政状況を踏まえ、商工会のほうと協議をしましてまいりました。補助金の減額について支障がないかというところでございますが、商工会のほうとも既存の事業の中で工夫していただきながら、支障が出ないようにしていただくということで、了解を得ております。

以上です。

○石飛委員長 山本数博委員。

○山本数博委員 減額するいうたら、何か根拠があると思うんです。補助金というのは、前年度の補助金の実績も報告ありますよね。それで、団体の決算書がありますよね。その辺から見て、ここんところは始末してほしいというようなのがあったんなら、理解せにやいけんのかなというふうに思いますけど。財政のこともあり、ちと投げ出してやいうようなことで、こういう大事な、市にとっては大事な団体の補助金を、財政が苦しいけん、このぐらいこらえてやいうのはいかなもんか思うんですが、そこら辺はそういう何か根拠があったんでしょうか。

○石飛委員長 小野課長補佐。

○小野財政係長 こちらのほうは給付を行ってということで、こちらのほうからの御提案というのは、まずは財政状況というところを協議の題材といたしまして、我々のほうでは移住、13.8%ほど、ここをカットしていただくような形で協議できないかということから始まりまして、昨今コロナなどで事業がなかなか執行できなかった部分もここ数年ございますので、そういったところの見直しも含めて、このたびはこのような予算のほうを要望させていただいたというふうな格好での協議でございます。

以上です。

○石飛委員長 山本数博委員。

○山本数博委員 要は、コロナなどで事業実施がされていなかったというのを言われたんですが、では実績報告書の中にそういうのが見受けられたと。そうい

うの中から、商工会にここところは財政が厳しいんで、実施をされて
いないと。こういうようなところで、このたび、申し訳ないが300万円
ほどは減額させてくれと、そういうような申入れになったんですか。

○石飛委員長 小野課長補佐。

○小野財政係長 基本的には、そのような申入れという形をさせていただいております。
ただ、事業において、この数年コロナで事業をしなくても、改善できる
ところがないかというところをまず協議をさせていただいて、そこで、
その辺を来年度も含めて精査する。そういったところを含めた予算とい
うふうな形で協議をさせていただいたという形になります。

○石飛委員長 山本数博委員。

○山本数博委員 私ばかり言うと悪いのですが、129ページ、企業立地推進事業費の
7節の報償費の奨励金です。2,912万4,000円、説明を聞きもらったの
かも分かりませんが、この奨励金は何のための奨励金でしょうか。

○石飛委員長 松田課長。

○松田商工観光課長 失礼しました。企業立地奨励金の報償費の2,217万円でございますが、
安芸高田市内に、すみません、2,912万4,000円です。こちら、安芸高
田市のほうに立地企業を立地していただいた企業さんのほうに、固定資
産税相当額をお支払いするというところで、今年度3社を予定しております。

奨励金の仕組みにつきましては、新たに安芸高田市内に工場を作られ
たところに対して、固定資産税額に応じて奨励金を支給するという制度
でございます。

以上です。

○石飛委員長 山本数博委員。

○山本数博委員 この制度が、先ほど言われたデジタル田園都市推進事業の絡みもある
ものです。企業へプロモーションするとかいうふうに答弁されましたけ
ど、これらと併せて、企業誘致の活動をされとるんでしょうか。

○石飛委員長 小野課長補佐。

○小野財政係長 先ほどのデジタル田園都市国家推進交付金の中身の部分につきましては
は、サテライトオフィスの企業をターゲットとしております。これは大
都市部の企業のオフィスをこちらのほうに作っていただきたいというお
願いの企業誘致になります。

一方、企業立地奨励金の制度につきましては、特に製造業、工場を
立地する方への奨励金という形になっておりますので、対象としてはち
よっと異なるという形になります。

以上です。

○石飛委員長 山本数博委員。

○山本数博委員 企業誘致の一つの制度なんで、これらも併せてやるべきじゃなかろう
かというふうに思うんですが、今の方針でしたらどう言うんか、セット
でやっていないということで、もうちょっと弱いんじゃないかなというふ
うに思います。そういうとこで、サテライトオフィスの誘致事業いうて、

言われましたが、前年度から言うたら1,000万円ぐらい減額になつてると思うのです。そこはやっぱり、企業立地推進事業費の18の負担金補助の交付金の中の、単独補助事業の中にありますよね。今年は350万円。しっかり今から呼びかけるんじやいう話でしたけど、どうしてこんなに少なくなったんでしょうか。

○石飛委員長 小野課長補佐。

○小野財政係長 主たる目的としましては、まずは財源の部分になると思います。まずは、当初誘致が見込まれるであろう件数から、補助金のほうを計上させていただいております。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑はありますか。

山本優委員。

○山本優委員 131ページの補助費についてお伺いします。ふるさと応援の会議支援事業、観光協会運営支援事業、神楽公演大会補助とか、湖畔まつり実行委員会など、補助がすごく削られておりますが、中でも、湖畔まつり実行委員会補助金80万円となっております。これは昨年まで180万円あったはずです。湖畔まつり実行委員会という団体は、土師ダム周辺の観光を促進しようというような思いでできとる会であります。土師ダム管理上、行政、地域の各団体の人たちが集まった実行委員会であります。春に桜まつり、11月に湖畔マラソンを実施しております。そういう事業をやっておる中で、100万円も補助を減らされたら、桜まつりも湖畔マラソンも実施不能になってくるのではないかという思いがあるんですが、100万円も削除した根拠について説明を求めます。

○石飛委員長 松田課長。

○松田商工観光課長 湖畔まつり実行委員会の補助金の100万円の削減部分でございますが、一応例といたしまして、参加費、マラソン大会の参加記念品でありますとか、そういったものを出さないように、ミニマムで実施していただきたいと。そういうようなところ、また、参加費をもう少したくさん取っていただけるように、多くの方に来ていただく。参加費の値上げであるとか、そうしたところをいわゆる受益者負担を得ながら継続していただきたいということで、減額のほうをさせていただいているところでございます。

以上です。

○石飛委員長 山本優委員。

○山本優委員 湖畔マラソンは、広島県内だけではなく、中国地方でも有名なマラソン大会です。公認コースでもあります20キロの。ハーフマラソンの公認コースでもあります。単純に参加料を上げてやれとか、中身を縮小してやれということで、期待して来られとる参加者に対して、それが通ると思うんですか。あまり安過ぎる参加費じゃなくてもないんです。参加費で全部賄えと言ったら大変な金額になってしまう。湖畔マラソンという大事な大会を、簡単にそういうふうな思いでカットしてもいいのか

なと思うんですが、その点についてはいかがですか。

○石飛委員長

石丸市長。

○石丸市長

繰り返しになりますが、質疑は簡潔にお願いします。山本委員は湖畔マラソン出られたことありますか。ほかのマラソンはありますか。ほかの地域のマラソンはありますか。今、全国で物すごいマラソンブームになっています。何を目的に参加するのか。参加賞のタオルが欲しくて参加する人なんかほとんどいません。そうじゃないんです。レースそのものに価値があるんです。走るというのはそういうことです。これがまず1点。当事者の目線を大事にしましょう。

もう1点、課長の言い方で伝わらなかったようなので改めてお話しするんですが、相手方と協議の上、この金額を定めています。合意がもう得られています。先方もできるとおっしゃっているんです。これが当事者の見解です。一体どの立場で意見をおっしゃっているのでしょうか。しっかりと確認をされたほうがよろしいかと思います。

○石飛委員長

山本優委員。

○山本優委員

何が了解ができとるんですか。何が参加していないですか、私は第1回目ぐらいから参加しています。湖畔マラソン。今は年とって走っていませんけど。私も実行委員の役員です。役員会で100万円。役員会の4、5日前に総会を開いて、新年度予算事業作成したばかりです。その5日後ぐらいに100万減らすと連絡来たんです。慌てて私たちは緊急に役員会を開いてやった。理事会。実行委員会の役員会で了解しとる。それは仕方なく、100万円できんのだったらやめなさいって言われたのと一緒ですから。自分が言うたんじゃないですか。実行委員会の予算をなぜ。市長が今私に答弁したのは、協議でちゃんと成立してる言うたんでしよう。していません。ちょっと待ちなさい、まだ私しゃべりよる。

○石飛委員長

緊急動議が出ましたので、ここで、休憩といたします。
暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時51分 休憩

午前11時58分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。
引き続き、質疑をお願いしたいと思います。
山本優委員。

○山本優委員

湖畔まつり実行委員会については、執行部がそういう考えだということで、指定管理についてお聞きします。指定管理事業の中で、たかみや湯の森、橋ダムサイクリングターミナルの神楽門前湯治村、北の関宿安芸高田など、湯の森が80万円、土師ダムサイクリングターミナル920万円、神楽門前湯治村790万円。北の関宿が140万円、こんなに指定管理者から、失礼しました。高宮湯の森800万円。これだけの指定管理料が減らされて、地域の経済活動、雇用関係がおかしくなると思うん

ですが、これだけ減らした根拠について説明を求めたいと思います。

○石飛委員長

松田課長。

○松田商工観光課長

積算につきましてですが、まずは決算額より営利部門と非営利部門に分類します。さらにそれぞれにおいて、事業ごとに細分化し、積み直しを行った結果、営利部門において見直しが必要な箇所、いわゆる過剰部分があったんじゃないかと、そういったところが見えてきました。その部分の見直しが必要と判断し、指定管理者と協議を重ね、合意形成を図り、削減をさせていただきました。非営利部分については、販売管理費、人件費でありますとか効率費などから、販管費から経理部門の収入を控除した額を指定管理料として計上させていただきました。指定管理先のほうからは、指定申請書のほうをどの施設からも今頂いておるところでございます。

以上でございます。

○石飛委員長

山本優委員。

○山本優委員

もう精査したというんですが、今まで決算報告が全部されとると思うんです。そういう中で、これだけ減らして運営していけるのか。雇用に問題が出てこないかというようなところは、どのように考えておられたんですか。

○石飛委員長

松田課長。

○松田商工観光課長

削減する中におきましては、例えば、たかみや湯の森であれば800万円の減額ということになっております。そこにつきましては、今歩行浴のプールを廃止しております。これまでの決算書の中に、ずっと800万円という数字が指定管理のほう、指定管理料として払っておりました。その800万円部分を削減させていただいたというようなことでございます。それぞれにいろいろな課題があるかと思いますが、全ての施設に言えることではございますが、運営面での固定化、いわゆるマンネリ化にならないように、短期的に経営状況を確認しながら、継続的に今後も協議、さらには確認しながら運営のほうを進めていければというふうなことで、指定管理者のほうにはお願いをしているところでございます。

以上です。

○石飛委員長

山本優委員。

○山本優委員

もう1点、サイクリングターミナル、土師ダムサイクリングターミナルの指定管理料、約1,000万円減額されております。土師ダムサイクリングターミナルは、周辺のグラウンド管理とか全部あります。キャンプ場の管理とか、レストラン部門とありますが、周辺管理部門については減らさないと。だけど、ターミナルの飲食部門がそっくり減らされておるといふようなふうに思われるんですが、ここも観光地区のレストランとして、なければならぬ施設であります。そういう中で、指定管理料をもらいながら、ぎりぎりで運営していたらと思うんですが、1,000万円もカットしたら、運営が難しくなるんじゃないかと危惧しておるんですが、その点についてはどうですか。

○石飛委員長 松田課長。

○松田商工観光課長 御指摘いただきました土師周辺管理についてでございますが、言われますように、周辺管理に対します指定管理料、要するにグラウンドでありますとか、草刈作業、そうしたところのものについては2,700万円の計上をさせていただいて、それと電気料金、本体の電気料金、若干その辺も見させていただいております。レストランのところにつきましては、先ほどより話をさせていただいておりますように、収益性の高い施設ということ、営利目的、飲食でありますとか、物販、そういったところ営利部門でございますので、そちらのほうの営利部門についての指定管理料、そういったところを今回削減させていただいたということでございます。

削減額が確かに大きいのでありますが、そういったところ先ほどからもありますように、運営面での固定化、そういったところをならないように、できるだけスリムにしながら経営のほうをしていただきたいということで、今回こういった額を提示させていただいたところでございます。

以上です。

○石飛委員長 山本数博委員。

○山本数博委員 今のサイクリングセンターに関連して質問しますけど、今の松田課長の答弁ですと、経営がマンネリ化しておったと。まだ食堂部門の売り上げ、それは十分利益が出るような余裕があるというふうには聞こえなかったんですが、それはそれでいいんですか。

○石飛委員長 石丸市長。

○石丸市長 先日来から耳を疑うんですが、よろしいですか。

まず完全な思い違いをされています。指定管理料は市が払うのです。少なければ少ないほどいいんです。疑いの意思はありません。総論としてそうです。逆の立場を取っている議会ってほかに存在するんですか。びっくりします。これがまず一つ大前提です。

各論で、減らしちゃ困るといえるのは、あくまでも各論です。それは利害関係者はそう言うでしょう。その視点にとどまります。公共施設の管理を任せています。これが指定管理者制度です。よろしいですか。御存知ですか。その際、特に非収益性、収益力がないものについては、税金を出さなければ維持できません。なので、出さないといけない。出す理由があります。正当性があります。

一方で、収益力のある部分については、収益性の部門については、税金を投入する理由本来ないんです。ないんです。これが全てです。指定管理者制度というものの枠組みを改めて正しく認識し、理解をしてください。

○石飛委員長 山本数博委員。

○山本数博委員 総じて指定管理でやっとなる施設は、公設で民営に委託しておる状況だろうと思うのです。我々が心配するのは、ここまで削減して、施設がもつ

だろうか、これが心配なのです。だから、質問しよるのです。

そこで、しっかり持ちますよと。こういうことじゃないですかと。この説明があれば、もうそれで終わるんです。市長が言うように、貴重な税金をつぎ込むんですから、それはシビアにはなります。でも、議会として、議員として、施設が果たして、この1年持続するのかなというのがあるから、質問しよるのです。市長ぐらいのことは分かっております。

以上です。

○石飛委員長

石丸市長。

○石丸市長

まだ理解されていないようなので、もう一度言います。

公共施設で真に維持しなければならないのは、収益性のない部分です。当たり前です。収益力があるなら、民間がやればいいじゃないですか。どこに行政がやる理由があるんですか。その矛盾を平然と言っているのけないでください。

○石飛委員長

答弁をお願いします。HFSの運営、レストラン経営の。いいですか。ほかに質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本数博委員

神楽門前湯治村なんですけど、神楽門前湯治村、たかみや湯の森、そこらあたりは去年の9月の補正予算で、光熱水費が上昇したというんで追加補正をして、援助しておりますよね。そうしたときに、たかみや湯の森は654万1,000円ほど9月の補正でしとるんです。このたびの減額は800万円なんです。光熱水費の助成は650万円してです。今度は、この5年度は800万円減額したら、これとてもじゃないけど、もつんかないうふうに思うんですけど。一問一答なんで、あと神楽門前問いますけど。

○石飛委員長

松田課長。

○松田商工観光課長

繰り返しになりますが、今回800万円削減させていただいた湯の森についてでございます。先ほど申しましたように、プールの歩行浴プールのほうの削減、そういったところで今回削減のほうをさせていただきました。その施設が今後、この1年継続できるかどうかという質疑でございますが、そこにつきましては、どの施設にも言えることではあります。が、事業のスリム化、効率性を高める、そういったところが急務になってきておると思います。そうしたところを指定管理者と協議をしながら、何とかこの1年継続していただく。また次の年も、さらに次の年も長期的に施設を運営していただくような方向になればというふうにも考えておるところでございます。

何とか減額はしておりますが、維持継続のほうはしていただくということで、引き続き協議のほうを続けていければというふうに思っております。

以上です。

○石飛委員長

山本数博委員。

○山本数博委員

たかみや湯の森は全く理解できないので、神楽門前湯治村についてお伺

いしますけど、同じように去年の9月に652万円、光熱費高騰ということで、補正されとるんですね。790万円減額なんですけど、140万円ばかり余裕があるということになるんですけど、去年、令和3年度の決算書をここへ持っとるんですけど、結末を見たら、令和3年です。株主資本の変動計算書というのが巻末にあるんですけど、資本金が4,000万円、年度の動きを過ぎて、純資産の合計が1,552万円になっとるんです。令和3年度の赤字1,800万円なんです。令和4年度の赤字が、令和3年度並みの赤字になったら、純資産はマイナスになるんです。そこらのところは、令和4年度の決算はまだ、10月まですぐ出とるかどうかわかりませんが、赤字になった上に、本年度も赤字になったら、これはもう資産がないと。借金財政でやっていくようになるということになってくるんですけど、そこらのところは考えられてから減額されたんですか。去年の水道光熱費の助成と、この減額はほぼ一致しとるということですね。経営、大丈夫ですか。

○石飛委員長

松田課長。

○松田商工観光課長

御審議いただきました湯治村の件でございますが、令和3年度、令和2年度、そういったあたり、コロナということで、かなりダメージがあったんじゃないかというふうに思っております。令和4年度につきましては、少しずつお客さんのほうも帰ってきておるということを聞いております。昨年度、今年度と指定管理者と協議を重ねてきております。

また、監査法人のトーマツ、そういったところのアドバイス等を踏まえながら、観光施設の一体管理は官民連携の手法なども検討を進めているというところでございます。その中でも将来的にやはり継続させるためには、これまでと同じような営業形態にとらわれず、事業のスリム化であるとか、効率性を高めていく、そういったところが今急務じゃないかというふうにも考えております。そういったところを整理しながら、引き続き指導をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○石飛委員長

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって、商工観光課に係る質疑を終了します。

ここで、13時15分まで休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時16分 休憩

午後 1時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて、農業委員会事務局の審査を行います。

農業委員会事務長の予算について説明を求めます。

稲田農業委員会事務局長。

○稲田農業委員会事務局長

引き続きお願いいたします。それでは、農業委員会事務局が所掌し

ます令和5年度予算について、概要の説明をいたします。

まず歳入でございます。予算書の25ページをお開きください。

下段、1節農業費補助金のうち、説明欄の上から3番目の農業委員会費補助金は、農業委員の活動費等に対する補助金でございます。

続きまして、歳出ですが、113ページをお開きください。

説明欄の下段、農業委員会の運営に要する経費のうち主なものは、1節報酬は、農業委員、農地利用最適化推進委員の報酬として、1,825万6,000円でございます。11節役務費55万1,000円は、昨年度購入しました耕作放棄地画像診断に係るタブレットの通信費と、12節委託料57万5,000円は、アプリ使用に係る委託料となります。

以上で農業委員会事務局の予算についての説明を終わります。

○石飛委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

先川委員。

○先川委員

ちょっとお尋ねしますが、農業委員で会報誌が出ていますよね。評議員の。あれは、この中の支出のどこに入るんですか。

○石飛委員長

稲田事務局長。

○稲田農業委員会事務局長

農業委員会だよりのことだと思います。これにつきましては、令和4年度をもって発行中止とさせていただきました。理由としましては、経費の削減という形になっています。

以上です。

○石飛委員長

ほかに質疑はありますか。

山本数博委員。

○山本数博委員

先川委員の関連でお伺いしますが、農業委員会の広報はのせんようになつとる。ではそれに代わる何か手当はされたんでしょうか。

○石飛委員長

稲田事務局長。

○稲田農業委員会事務局長

これに代わるものとして、市の広報誌を利用させていただいて、広く農業委員会の情報は提供させていただきたいと思います。

以上です。

○石飛委員長

ほかに質疑はありますか。

南澤委員。

○南澤委員

農業委員会運営費の11節役務費の通信料なんですけども、タブレット何台分の通信料になりますでしょうか。

○石飛委員長

稲田事務局長。

○稲田農業委員会事務局長

令和4年度に購入しました14台分となります。

○石飛委員長

南澤委員。

○南澤委員

14台分ということなんですけれども、使用頻度というか、年間でどれくらい現場で使われるものなんでしょうか。

○石飛委員長

稲田事務局長。

○稲田農業委員会事務局長

地域計画策定につきましても、これを使用したりしていこうと思しますので一応12か月分という形になります。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 先ほどのタブレットに関連するんですけども、タブレットを購入して、もちろんいろんな業務がスムーズになるとは思います。ただ、通信費が令和4年度でいえば、4万8,000円だったものが、今は55万1,000円という、かなり増えたという形になると思うんです。増えた分やっばりどこかがそれを導入することで、労力が減って人件費が減るとか、そういった効果が期待できるんだと思うんですけど、そういった面はもうほかのこの部分で、効果が出ましたっていうのがもし分かれば、教えてください。

○石飛委員長 稲田事務局長。

○稲田農林委員会事務局長 従前、各金額は今回増えたという形になっています。ただ、主は耕作放棄地調査等で使わせていただくということで、これまで農地最適化推進委員さんが、それぞれ現場を見ながらやられた部分を、タブレットを使うことによって記録もできますので、そういったものに活用していくという形になります。金額的にいえば、従前から増えているという状態になります。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって、農業委員会事務局に係る質疑を終了します。

これより、産業振興部、農業委員会事務局全体に係る質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって、全体の質疑を終了し、産業振興部、農業委員会事務局の審査を終了します。

ここで説明員交代のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 1時21分 休憩

午後 1時22分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて再開します。

これより、建設部の審査を行います。初めに、管理課の予算について説明を求めます。

神田管理課長。

○神田管理課長 建設部管理課所管の令和5年度予算について説明します。まず、歳入の主なものです。

19ページをお願いします。

上段、説明欄の上から2行目、市営駐車場使用料53万8,000円は、直営化に伴う甲田地域駐車場の使用料などです。上から7行目の道路占

用料 535 万 5,000 円は、市道等の道路占用料です。

その下、住宅使用料、市営住宅使用料から市有住宅駐車場使用料まで、合わせて 1 億 1,317 万 1,000 円を見込んでおります。このページの下段、下から 5 行目にありますが、屋外広告物許可手数料として 94 万 3,000 円を見込んでいます。

23 ページをお願いします。

最上段の社会資本整備総合交付金 1,905 万 9,000 円は、老朽危険空き家の解体促進など、住宅関連事業に係る交付金です。

次に、27 ページをお願いします。

上の枠の下から 3 行目、河川費委託金 97 万 8,000 円は、河川清掃に関わる県からの委託金です。

37 ページをお願いします。

37 ページの最上段、建設管理関係雑入 513 万 6,000 円は、国排水樋門の管理委託料 416 万 7,000 円、それから、県排水樋門の管理委託料 94 万 4,000 円などがございます。

続きまして歳出です。57 ページをお願いします。

中段、市営駐車場管理事業費 173 万 8,000 円の主なものでは、1 節の報酬 41 万 5,000 円が、甲田地域駐車場の管理に係る会計年度任用職員の報酬、12 節の委託料 393 万 4,000 円が、吉田口駅、向原駅駐車場の指定管理料です。

次に、133 ページをお願いします。

下の枠の上から 6 行目、土木総務管理費 174 万 3,000 円の主なものは、18 節の負担金補助及び交付金で、県土木協会などへの負担金が 68 万 2,000 円。建築物土砂災害対策改修促進事業補助金が 77 万 2,000 円です。

次のページ、135 ページをお願いします。

中段の上のほう、道路橋梁総務管理費 902 万 1,000 円の主なものでは、10 節の需用費 462 万 4,000 円は市道の道路照明等にかかる電気代など、12 節の委託料 389 万 2,000 円は、道路台帳の整備や登記測量等に係る委託料です。

次に、139 ページをお願いします。

中段、河川総務管理費 924 万 1,000 円の主なものでは、12 節の委託料 862 万円は河川清掃業務や国、県の排水樋門の操作員の委託料です。

次のページ、141 ページをお願いします。

中段、都市計画総務管理費、79 万円の主なものは、1 節の報酬 51 万 4,000 円は、都市計画審議会委員の報酬や県からの移譲事務等に係る会計年度任用職員の報酬などです。

同じページの最下段、住宅管理費 3,248 万 2,000 円は市営住宅等の管理に要する経費です。その主なものは、次の 143 ページに移りまして、上から 3 行目の修繕料 2,150 万 5,000 円は市営住宅の修繕費用、11 節の役務費 420 万円は、ハウスクリーニングや裁判等に係る手数料など、

12 節の委託料 530 万 1,000 円は草刈や害虫防除などの業務委託料です。

次に、同じページの中の段、市有住宅管理費 3,111 万 6,000 円は、市有住宅 3 か所の管理に要する経費です。その主なものは、11 節の役務費 296 万 8,000 円は裁判等に係る手数料など、12 節の委託料 2,631 万円は保守点検業務と指定管理の委託料。13 節の使用料及び賃借料 177 万 3,000 円は住宅駐車場用地の借上料です。

次に、同じページの最下段、住宅建設 4,981 万 5,000 円は、空き家対策事業や住宅関連の補助金などです。その主なものでは、1 節の報酬 426 万 4,000 円は空き家活用等専門スタッフ 2 名の報酬など。

次の 145 ページにいきまして、最上段 7 節の報償費 445 万円は空き家バンクに関する奨励金、12 節の委託料 188 万 5,000 円は空き家の老朽度判定業務 132 万円など。それから、18 節の負担金補助及び交付金 3,740 万円は空き家解体に係る老朽住宅解体除却補助金 2,400 万円などでございます。

以上で、管理課の説明を終わります。

○石飛委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本数博委員

145 ページの 18 節の単独補助事業の中で、老朽住宅解体除却補助金というのは、昨年と比べて随分増えとるんですね。解体の申込みの見込みが、これだけ昨年と比べて増えるという認識に至られたのはどういうことなのか、お伺いします。

○石飛委員長

神田課長。

○神田管理課長

昨年 12 月の産業厚生委員会でも報告をさせていただきましたけれども、今ちょっとクラッソーネという解体シュミレーションのサイトが好評でございまして、今空き家の解体に大変関心が集まっております。この機会に、空き家解体の補助金の額をおおむね 2 倍にして、それを 1 年間限定で対応することによりまして、一気に空き家解体を促進しようという考えに基づくものでございます。

以上です。

○石飛委員長

山本数博委員。

○山本数博委員

アプリを去年設定したと言われたんですけど、それへの反応がどのくらいあるんでしょうか。何件ぐらい。毎日 1 件か、月に何件か。

○石飛委員長

神田課長。

○神田管理課長

今現在の正確な数字は把握しておりませんが、1 か月以内の間に 200 件とか 300 件とかいうアクセス数があったというふうに聞いております。今はもっとあるものと思います。ただ、同じ人が何回もアクセスしても、アクセス回数に入りますので、ちょっと単純に何人の人がということにはならないとは思いますが、関心が集まっていると思います。

以上です。

- 石飛委員長 ほかに質疑はありますか。
南澤委員。
- 南澤委員 139 ページ、河川総務管理費の 12 節委託料の樋門管理委託料についてですが、事務事業評価シートでは、作業員、操作員の高齢に伴い、代替の操作員の確保が課題というふうに挙げられておりますが、このあたりの進捗はいかがでしょうか。
- 石飛委員長 神田課長。
- 神田管理課長 委員おっしゃるとおり、この辺は大変苦慮しておりまして、例えば、二つの樋門を一人の操作員さんでやっていただくとか、そういう対応をせざるを得ないケースも出てきております。交代をされるという場合には、地元の水利組合等をお願いして、あるいは自主防災組織をお願いして、次の交代要員を募っているのが現状です。なかなか見つけにくいところを、例えば業者委託ということも可能性としてはあるんですが、業者さんもなかなか割が合わないということで、対応できないというふうに回答をいただいております。今はそのような状況です。
以上です。
- 石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。
山本数博委員。
- 山本数博委員 57 ページなんですが、市営駐車場管理事業費というのはありますが、甲田地域は会計年度任用職員の報酬のところの説明があったと思います。直営だろうと思いますけれども、どういうことでそのほうになったんでしょうか。
- 石飛委員長 神田課長。
- 神田管理課長 令和 5 年度から、甲田地域の市営駐車場は直営化とします。これはまず、令和 4 年度いっぱい、現在の指定管理の協定期間が満了になるということ。そして、直営管理とすることで、市営駐車場の管理実務を直接把握し、ほかの市営駐車場の管理監督も含めて、見直しなどに生かしていきます。指定管理にしてから、もう 10 年がたっておりまして、直営管理をした職員が今いない、管理を経験した職員がいない状況でございます。直営管理の実態をしっかり把握し、次に進めていきたいと思っております。
以上です。
- 石飛委員長 山本数博委員。
- 山本数博委員 この 1 年テスト的な取組というふうに聞こえたんですけど、将来の無償化につけても、その狙いもあるんでしょうか。
- 石飛委員長 神田課長。
- 神田管理課長 テスト的ではありますがけれども、できればまずは吉田口駅、向原駅も含めて、全て直営化、一本化での直営化という思いがあります。あるいは可能性としては、全て一本化して、新たな指定管理ということもあるかもしれません。そして、今の無償化の話ですから、無償化ということも可能性としてはあり得ると思っております。いろんな可能性が様々な可能性

があると思います。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。
南澤委員。

○南澤委員 今回の駐車場指定管理についてです。見直すという、直営にしてみるということなんですけれども、今の課題どういったことが課題に挙げられて、直営にしていこうというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○石飛委員長 神田課長。

○神田管理課長 一般質問におきましても、指定管理に関する考え方というものがございますが、指定管理の場合、指定管理者を監督、そして指導をしなければなりません。管理の実務が十分に分からない状態の中で、監督、指導がなかなか十分にしにくくなっているということがあります。もう一つは、次の指定管理に出す仕様書を作ろう、積算をしようというときに、それが適切な仕様書、積算にできるかというところも検証が必要だと思っています。今は前例踏襲のような様子になってきておりますので、適切に積算するためにも、一旦直営にするということは必要だと思っています。

また、市営駐車場は平成24年までは直営でやっておりましたので、直営での管理というものは可能な施設だと考えています。

以上です。

○石飛委員長 田邊委員。

○田邊委員 関連する質問なんですけれども、甲田地域の駐車場を直営で、将来的には向原、吉田口の駐車も一本化して、その後どういう形になるかというお話だったと思うんです。今直営をした職員がいないので、そういったことをする中で、先ほどの説明では、会計年度任用職員が直営する甲田地域の管理をされるというお話だったと思います。そういった職員がいないから、そこに対してしっかりできるようにということであれば、会計年度任用職員ではなく、正規の職員で見ると、より今後につながると思うんですけれども、なぜここは会計年度任用職員が甲田地域の管理をされるのでしょうか。

○石飛委員長 神田課長。

○神田管理課長 会計年度任用職員が主たる管理をするということではなくて、管理はあくまでも市の職員が行いまして、会計年度任用職員は補佐的に、例えば見回りをするとか、そういう事務になるかと思います。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって、管理課に係る質疑を終了します。

続いて、建設課の予算について説明を求めます。

小櫻建設課長。

○小櫻建設課長 それでは、建設課に係る予算の説明をいたします。

まず歳入ですけれども、予算書の17ページをお願いいたします。

上段の交通安全対策特別交付金277万4,000円は、交通安全施設整備

事業に対する交付金です。

21 ページをお願いします。

中段の土木災害復旧費負担金は、現年災害復旧事業の存目 1,000 円と過年災害事業費負担金受入 100 万 9,000 円です。下段の道路橋梁費補助金社会資本整備総合交付金 2,334 万 7,000 円は、除雪業務通学路対策及び市道改良に対する交付金です。道路更新防災等対策事業費補助金 8,992 万 5,000 円は、橋梁補修事業に係る補助金です。

次に 27 ページをお願いします。

下段の道路橋梁費委託金 1 億 6,626 万 5,000 円は、権限移譲された県道の維持及び改良に対する委託金です。その下、砂防費委託金 140 万円は県委託急傾斜地崩壊対策施設整備の施設の維持管理に対する委託金です。

続いて歳出です。135 ページをお願いします。

中段の市道道路維持費 2 億 2,075 万 7,000 円は、市道 1,180 路線、延長 807 キロにおける維持修繕等を行うものです。主なものは、市道除草作業に対する報奨金 380 万円、市道除草除雪路線維持補修等及び、支障木等伐採業務の委託料を 1 億 6,100 万円、A I を利用した路面調査のシステム使用料 150 万円。舗装維持、通学路対策の工事請負費を 5,080 万円。137 ページをお願いします。舗装補修材等の原材料費として 200 万円を計上しております。

続いて、県委託県道道路維持費 1 億 1,930 万 6,000 円は、権限移譲による急傾斜地崩壊対策施設及び県道 20 路線、延長 138 キロにおける維持修繕等を行うものです。主なものは、県委託県道の除雪、路線維持補修等業務の委託料を 1 億 585 万円、建設工事、測量設計の積算機の借上料として、使用料及び賃借料を 209 万円、路線維持修繕等の工事請負費を 445 万円、また、舗装補修材等の原材料費として 100 万円を計上しております。

続いて、道路の新設及び改良に要する経費として、1 億 1,710 万 6,000 円を計上しております。県委託県道改良事業費 4,600 万円の主なものは、委託料 1,500 万円と工事請負費 1,510 万円、広島県が実施する令和 5 年度事業予定の道路改良急傾斜地事業における市の負担 1,300 万円を計上しております。

続いて、市道改良事業 7,110 万 6,000 円は国の交付金事業として実施する 1 路線と、地方単独事業として実施する 3 路線の整備に要する費用です。主なものは委託料 800 万円。

139 ページをお願いします。工事請負費 6,000 万円です。

続いて、橋梁維持費 1 億 5,740 万円は市道橋梁において、老朽化対策を行い、長寿命化を図るものです。主なものは、市道橋梁の修繕設計として委託料を 4,000 万円、橋梁補修工事のための工事請負費を 1 億 1,700 万円計上しております。

下段の河川維持管理費 2,100 万円は、普通河川のしゅんせつを行うた

め工事請負費を計上しております。河川改良事業費は国土交通省が、甲田町で実施する国道横断工の改修に伴い、下流普通河川の整備に要する費用です。

141 ページをお願いします。

主なものは、委託料 600 万円と工事請負費 1,000 万円です。

次に、185 ページをお願いします。

土木施設災害復旧費事業 1,700 万円は、公共土木施設災害の復旧工事を行うものです。主なものは、令和 5 年発生災害の応急対応に係る委託料を 500 万円、工事請負費を 1,200 万円計上しております。

以上で建設課に係る予算の説明を終わります。

○石飛委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本数博委員 137 ページの市道改良事業費のところ、ちょっとうまく聞こえなかったんですが、1 路線と地方 3 路線とか言われましたね。どこのことでしょうか。

○石飛委員長 小櫻課長。

○小櫻建設課長 国費対処の 1 路線については、市道池内線でございます。甲田町でございます。単独事業のほうは、美土里町の向井 2 号線、甲田町の高地長屋線となっております。

以上です。

○石飛委員長 南澤委員。

○南澤委員 135 ページ、市道道路維持費の 13 節使用料及び賃料のシステム使用料で、AI による路面調査という説明だったかと思うんですけども、ちょっとどういったものかイメージができないので、もうちょっと説明していただけますでしょうか。

○石飛委員長 小櫻課長。

○小櫻建設課長 これは、市道のほうの路面の調査をするものでございます。形式としては、公用車のほうに、そういうシステムカメラのほうをつけさせていただいて、市道の全域を走って路面の状況を調査します。それをデータ化するものですが、それで分かるものについては、ポットホール、穴ぼことかもあるんですけども、段差、路面のひび割れ率、こういうものが数値化されます。これを基に、今の舗装とか、修繕なんかの優先順位とか、そういうものに使っていきたいと思っております。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本数博委員 135 ページなんですが、道路維持に要する経費、市道道路維持費で、14 番の工事請負費なんですが、通学路対策言うて説明があったように思いましたが、大体どの辺りを予定されとるんでしょうか。

○石飛委員長 小櫻課長。

- 小櫻建設課長 教育委員会のほうと・・・しております通学路の点検プログラムにのっとって行うものでございます。今、残っておるのが、吉田町のほうの通学路対策、甲田町のほうのグリーンベルト等がありますけれども、この前、今年度の通学路点検をしておりますので、そちらのほうでもプログラムの指定できるものがあれば、こちらのほうで対応していきたいと考えております。
- 以上です。
- 石飛委員長 ほかに質疑ありますか。
- 熊高委員。
- 熊高委員 185ページの、土木施設災害復旧費、令和5年災の応急復旧対応ということでしたが、具体的には何でしょうか。
- 石飛委員長 小櫻課長。
- 小櫻建設課長 災害が起きたときの、測量としゅんせつ等、また道路のほうに出ました土砂の撤去、そういうものの工事費でございます。
- 以上です。
- 石飛委員長 熊高委員。
- 熊高委員 これからの対応するための費用ということですね。了解しました。
- 石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 質疑なしと認め、これをもって建設課に係る質疑を終了します。
- 続いて、上下水道課の予算について説明を求めます。
- 登田上下水道課下水道担当課長。
- 登田上下水道課下水道担当課長 上下水道課の下水道関係に関わります予算について、説明をいたします。
- 19ページをお開きください。
- 歳入ですが、説明欄上段、主要施設使用料665万2,000円は、し尿収集運搬業者が清流園にし尿及び浄化槽汚泥を投入する際の施設使用料です。
- 続いて、説明欄下段、し尿処理手数料現年度分5,658万8,000円はし尿処理に係る収集手数料です。
- 25ページをお開きください。
- 説明欄下段、浄化槽整備事業過疎償還費補助金148万4,000円は、借入れしている過疎債の元金償還額に対する県補助金です。
- 109ページをお開きください。
- 歳出ですが、説明欄中段、浄化槽整備事業特別会計繰出金1億6,224万1,000円と、その下、コミュニティプラント整備事業特別会計繰出金303万3,000円は、それぞれの特別会計への繰出金です。
- その下、水道事業費3億8,621万9,000円は広島県水道広域連合企業団への負担金です。
- 111ページをお開きください。
- 説明欄中段、し尿処理事業費6,164万5,000円は、主なものとして委託料、し尿処理収集運搬業務手数料業務委託料5,800万円は、し尿を

清流園で処理するための収集運搬に要する経費です。

その下、清流園管理運営事業費1億4,477万8,000円は、し尿処理施設清流園の管理運営に要する経費です。主なものとして、需用費6,643万9,000円のうち、消耗品費は処理の過程で使用する薬品代、光熱水費は施設にかかる電気代です。役務費、手数料1,434万7,000円は汚泥運搬処理に係る費用です。

113ページになりますが、委託料の3,607万8,000円は施設管理に係るものです。工事請負費2,760万円は、各設備のメンテナンス補修や部品の交換などを予定しています。

115ページお開きください。

説明欄中段、農業集落排水事業特別会計繰出金2億8,713万5,000円は特別会計への繰出金です。

141ページをお開きください。

説明欄下段、下水道事業会計事業費4億1,874万5,000円は、一般会計から下水道事業会計への補助金です。

以上で説明を終わります。

○石飛委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本数博委員 109ページなんですが、水道事業費の負担金補助及び交付金のところですね。令和4年と比較して、1億823万6,000円来年度増えるんですけど、そこらの要因は何なんでしょうか。

○石飛委員長 佐々木課長。

○佐々木上下水道課長 今まで水道事業のほうで、安芸高田市として予算を組んでいたときには、3条予算、ここに基本的には基準外繰入金、あるいは基準外、この繰入金を入れておりましたけども、今回企業団の、要は県の水道事業会計、その基準に基づいて行ったため、4条予算、ここでも起債の償還、これが繰入金に充てられるということになりました。それから今回、安芸高田事業所で7名、それから本部に2名出向しますので、その人件費分、これが増えたことが要因と考えています。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑ありますか。

田邊委員。

○田邊委員 111ページ、し尿処理の一般管理に要する経費の人件費部分なんですけれども、令和4年度も一人分だったんですが、477万5,000円という合計だったんですけど、令和5年度も一人分で847万9,000円と上がっている理由を教えてください。

○石飛委員長 猪掛企画部長。

○猪掛企画部長 これは職員の人件費分になりますので、所掌しておるのは総務課のほうになります。一人分の変動というのは、例えば職員の年齢が若返ることを想定をして、給与のほうもそういう低くなるということもあり得る

と思います。

○石飛委員長 米村副市長。

○米村副市長 人件費というのは、基本的に今は職員で、まずその次の年度組みます。最終的に途中の補正で、人事異動等があったら、それに合わせた分で直します。ということは、おととしと今年の職員が違ったということになりますと、そこで差が出てくると。タイムラグがありますので、どうしても4月1日からの職員で、例えば私が来年変わっていったときにつく給料と、ほかの職員が来た分の給与、年齢等によって違いますので、どうしてもタイムラグ出てきまして、きちっとこの人の給料ということで出せませんので、その後の修正は補正等で対応しています。

○石飛委員長 ほかに質疑はありますか。

田邊委員。

○田邊委員 141 ページなんですけども、下水道事業会計の事業費、一般会計からの繰出しということなんです。ただ来年度まだ下水道料金が上がるということなんですけれども、これはそうなったときに、繰出金の金額っていうのは今年上がっているんだと思うんです。また元に戻るといふか、料金が上がったころには、今までのいうところぐらいまで下がるという見込みなのか、それとももう上がったままずっといくっていくようなことなのか、そこをちょっと教えていただきたいんです。

○石飛委員長 佐々木課長。

○佐々木上下水道課長 本来で言えば、料金収入が増えますので、それだけ収入が増えるということになれば、基準外繰入金を減らせるという考えになります。今後の下水道会計のことでお話をさせていただければ、来年から令和6年度から、また農集、それから浄化槽、これらの会計がまた下水道事業会計に入ってまいりますので、今の状況がその下水事業よりも、さらに悪い会計が入ってくることが当然予測されます。今回また上がって、また来年、再来年についても少しずつ増えていくんではないかと今考えています。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって、上下水道課に係る質疑を終了します。

これより、建設部全体に係る質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって全体の質疑を終了し、建設部に係る一般会計予算の審査を終了します。

説明員入替えのため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 2時01分 休憩

午後 2時02分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて再開します。
ここで、議案第 35 号の審査を一時休止し、建設部に係る特別会計、公営企業会計予算の審査に移ります。
議案第 39 号「令和 5 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算」の件を議題とします。
予算について説明を求めます。
登田課長。

○登田上下水道課下水道担当課長 「令和 5 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算」について説明します。
295 ページをお開きください。
歳入ですが、説明欄上段、加入者分担金 120 万円は現年度分として 4 件分、下水道使用料 7,569 万 3,000 円は令和 4 年度の実績、農業集落排水事業県補助金は 2,955 万円、一般会計繰入金は 2 億 8,713 万 5,000 円、下水道債は 8,960 万円の借入れを予定しております。
299 ページをお開きください。
歳出ですが、説明欄上段、一般管理費 868 万 6,000 円は主なものとして、下水道事業地方公営企業法適用化に係る業務委託料と消費税納付金です。説明欄中段、管理運営費 254 万 5,000 円は主なものとして、窓口業務に係る業務委託料です。
その下、施設管理費 1 億 6,107 万 8,000 円は農業集落排水の処理場 12 施設と、環境及びポンプ施設の維持管理に要する経費です。
次に 301 ページをお開きください。
説明欄中段、施設建設費 5,301 万 1,000 円は、農業集落排水施設の機能強化対策事業に要する経費で、原田・船佐浄化センターの機能強化対策工事を行う予定です。

○石飛委員長 以上で説明を終わります。
以上で説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
質疑なしと認め、これをもって議案第 39 号「令和 5 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算」の審査を終了します。
次に、議案第 40 号「令和 5 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算」の件を議題とします。
予算について説明を求めます。
登田課長。

○登田上下水道課下水道担当課長 「令和 5 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算」について説明いたします。
321 ページをお開きください。
歳入ですが、説明欄上段、加入者分担金 1,760 万円は現年度分の 80 基分。浄化槽使用料 1 億 4,388 万 7,000 円は令和 4 年度の実績、浄化槽整備事業国庫補助金 2,890 万円は、公共浄化槽等整備推進事業の施設建

設費に係る補助金、浄化槽整備事業債償還金補助金 324 万 7,000 円は、公共浄化槽等整備推進事業に係る下水道債の償還に伴う県補助金、一般会計繰入金は 1 億 6,224 万 1,000 円、浄化槽整備事業債 2,960 万円は、施設建設に係る起債として借入れを予定しています。

325 ページをお開きください。

歳出ですが、説明欄上段、一般管理費 786 万円は主なものとして、下水道事業地方公営企業法適用化に係る業務委託料と消費税納付金です。

説明欄中段、管理運営費 393 万 5,000 円は主なものとして、窓口業務に係る業務委託料です。

その下、施設管理費 2 億 5,305 万 5,000 円は、市が管理する 3,503 基の浄化槽の管理に要する経費です。主なものとして、修繕料は機器の修繕に係る費用。手数料は浄化槽法に係る法定検査手数料、浄化槽管理委託料は浄化槽法に係る保守点検及び清掃費です。

その下、施設建設費 8,869 万 6,000 円は主なものとして、327 ページになりますが、工事請負費、市が継続して事業を実施している公共浄化槽等整備推進事業で、設置基数 80 基を予定しております。

以上で説明を終わります。

○石飛委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって、議案第 40 号「令和 5 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算」の審査を終了します。

次に、議案第 41 号「令和 5 年度安芸高田市コミュニティプラント整備事業特別会計予算」の件を議題とします。

予算の概要について説明を求めます。

登田課長。

○登田上下水道課下水道担当課長

それでは、「コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」について説明いたします。

345 ページをお開きください。

歳入ですが、説明欄上段、加入者分担金 30 万円は 1 件分、下水道使用料 166 万 7,000 円は令和 4 年度の実績、一般会計繰入金は 303 万 3,000 円を見込んでおります。

347 ページをお開きください。

歳出ですが、説明欄中段、施設管理費 438 万 9,000 円は、処理場 1 施設と管渠の維持管理に要する経費です。

以上で説明を終わります。

○石飛委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって、議案第 41 号「令和 5 年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」の審査を終了します。

次に、議案第 50 号「令和 5 年度安芸高田市下水道事業会計予算」の件を議題とします。

予算の概要について説明を求めます。

登田課長。

○登田上下水道課下水道担当課長

下水道事業会計予算について説明をいたします。

予算書の 20 ページをお開きください。

収益的収入及び支出について説明します。この予算は下水道事業の経営活動に伴い発生する収入と、それに対応する営業などの費用の第三条予算です。収入の主なものは、下水道使用料 1 億 8,781 万 4,000 円を見込んでおります。その下、他会計補助金、3 億 7,526 万円は一般会計からの補助金です。長期前受金戻入 2 億 1,127 万 4,000 円は、長期前受金の当年度分償却費を収益化するものです。

21 ページをお開きください。

支出の環境費 1,976 万 5,000 円は、区域内のマンホールポンプ場及び管渠などの維持管理に要する経費で、主なものとして、光熱水費は施設の運転に係る電気代、修繕費はマンホール管の陥没による舗装修繕に係る費用、委託料はポンプ施設などの清掃に係る費用です。処理場費 2 億 1,520 万 4,000 円は下水道処理場 4 施設の維持管理に要する経費で、主なものとして、光熱水費は施設の運転に係る電気代、手数料は処理で発生する汚泥処理に係る費用、委託料は処理場の施設維持管理に係る費用です。総係費 6,845 万円は主なものとして、次の 22 ページ、委託料は下水道の料金改定業務及び施設の汚水処理計画策定に係る費用です。減価償却費、有形固定資産減価償却費は各施設の資産償却費です。

23 ページをお願いします。

資本的収入及び支出について説明します。

この費用は施設の更新整備に要する建設改良費と、これに要する資金の予定額の費用の第 4 条予算です。主な収入ですが、加入者分担金 840 万円は 28 件の加入を見込んでおります。建設改良債 1,800 万円は施設の更新に係る設計及び工事に充てるために借入れを予定するものです。資本費平準化債は 1 億 2,880 万円の借入れを予定するものです。国庫補助金 2,838 万 5,000 円は、甲田浄化センターの更新に伴う国からの補助金、他会計補助金 4,348 万 5,000 円は、施設の更新に伴う過疎債などを一般会計から繰り入れるものです。

24 ページをお開きください。

支出の処理場建設改良費 6,227 万円は主なものとして、委託料は甲田浄化センターの耐震実施設計及び吉田浄化センター修繕改築計画策定業務を予定しております。管渠建設改良費 3,050 万円は主なものとして、工事請負費は 4 か所のマンホールポンプ及び圧送管の更新工事を予定しております。

以上で説明を終わります。

○石飛委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって、議案第 50 号「令和 5 年度安芸高田市下水道事業特別会計予算」の審査を終了します。

以上で、建設部に係る特別会計、公営企業会計予算の審査を終了します。

ここで説明員交代のため暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 2時16分 休憩

午後 2時17分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて、再開します。
議案第 35 号「令和 5 年度安芸高田市一般会計予算の審査」を再開します。

これより、議会事務局の予算審査を行います。

予算の概要について説明を求めます。

毛利事務局長。

○毛利議会事務局長 それでは、議会事務局の予算概要について説明をいたします。当初予算資料の主要事業の中には、事業の掲載がありませんが、令和 5 年度におきましても、今年度令和 4 年度に引き続いて、ユーチューブ配信や全文筆記による委員会記録のホームページでの公開など、情報公開の充実を図ってまいりたいと考えております。

それでは、予算書の 40 ページをお開きください。

40 ページの上段、議会費の令和 5 年度予算額は 1 億 7,140 万 1,000 円を計上しております。前年度対比で 239 万 7,000 円の増額となっております。

各事業費の詳細につきましては、事務局次長が説明をいたします。

○石飛委員長 続いて、予算について説明を求めます。

久城事務局次長。

○久城事務局次長 それでは、議会費について御説明をいたします。

まず最初に、歳入ですけど、37 ページをお開きください。

ページの下のほうになりますけど、21 款 5 項 2 目 3 節雑入の議会関係、雑入ですが、1 万円を計上しています。これは議員活動における資料等のコピー代や情報公開で使用される際のコピー代を歳入するものです。

次に、歳出ですが、41 ページを御覧ください。

説明欄の議会の活動及び運営に要する経費 1 億 7,140 万 1,000 円のうちの主なものですが、議員 16 名分の報酬、期末手当などの議員人件費が 1 億 1,201 万 1,000 円、事務局職員 5 名分の一般職員人件費が 4,323 万 1,000 円、議会運営事業費では、本会議や委員会の出席に係る費用弁償や出張に係る 8 節の旅費 195 万円と、会議録作成及び議会中継

編集に係ります、12節の委託料354万8,000円が主なものです。

会議録作成及び議会中継編集については、前年度より164万円増額となっています。増額の理由ですが、令和4年度6月補正において、議会中継の動画編集を業者に委託したこと、及び常任委員会の会議録を職員の要点記録から、業者委託による全文筆記に全文記録に変更したことによるものです。

広報事業費では、議会だよりに係る10節の印刷製本費149万6,000円と、会議録システム管理に係る12節の委託料101万2,000円を計上しています。会議録等システム管理につきましては、前年度より50万円増額となっています。増額の理由ですが、会議録の検索システムは、令和4年度までは市役所内のパソコンからのみ検索できる仕様となっていました。令和5年度からは、インターネットでどなたでも検索できるように仕様変更をするものによるものです。

43ページを御覧ください。

議会調査事業費では、議員16名分の政務活動費に係る18節の負担金補助及び交付金576万円を計上しています。

以上で説明を終わります。

○石飛委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、議会事務局の質疑を終了し、議案第35号「令和5年度安芸高田市一般会計予算」の審査を終了します。

ここで、執行部退席のため、暫時休憩にします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時22分 休憩

午後 2時23分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長

休憩を閉じて、会議を再開します。

ここで換気のため、14時40分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時23分 休憩

午後 2時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長

休憩を閉じて、再開します。

議案第35号に対し、南澤委員、田邊委員から修正案が提出されております。修正案と議案第35号を併せて議題とします。

修正案について、提出委員の説明を求めます。

南澤委員。

○南澤委員

1番、南澤克彦です。修正案の御説明を申し上げます。

議案第35号「令和5年度安芸高田市一般会計予算」に対する修正案。発議者。安芸高田市議会議員南澤克彦、同じく田邊介三。

上記の動議を地方自治法第 115 号の 3 及び会議規則第 99 条の規定により、別紙の修正案を踏まえて提出します。

修正は歳出予算、2 款総務費、1 項総務管理費、7 目企画費、12 節委託料の認定こども園基本構想作成業務委託料に係る予算額、613 万 8,000 円を削除するため、所要の修正をするものであります。

提案理由を申し上げます。当該事業は吉田保育所、三矢保育所、吉田幼稚園を統合し、旧田んぼアート公園予定地に、公園と一体型の認定こども園を整備するための基本構想を作成するものであります。当該保育施設は土砂災害特別警戒区域にあり、老朽化も著しく、移転新設は市の喫緊の課題であることは十分に認識しておりますが、その進め方は容認できるものではありません。具体的には、一つ目、保育所規模適正化推進計画では、原則として、小学校区に 1 保育所を基本とするとし、吉田小学校区内に配置する計画であった。この原則が崩れることについては、一般質問で今から整理が必要だと答弁があったが、整理をしてから事業を進めるべきである。でなければ、全てがなし崩しになってしまう。

2 点目、同じく保育所規模適正化推進計画では、保護者や地域住民の理解をながら進めるとあるが、昨年 11 月の記者会見で方針を発表してから 3 か月半、この間、保護者、地域住民への説明は行っていない。説明をするために構想をまとめるとおっしゃるが、現在地の危険性や学区内に適地がないこと、外から人を呼び込む拠点にしたいことなど、説明材料はあった。緊急性のある案件であればこそ、早く動き、時間をかけて理解を得るべきである。

3 点目、これまで保育を支えてきている民間事業者に対し、記者会見の前に方針を伝えた後、ここまで意見交換を行っていない。本件は、民間の事業に大きな影響が生じる方針転換であるにもかかわらず、誠実な対応が欠けていると言わざるを得ません。保育施設は一般的に賑やかな場所であります。また、園児の送迎により、交通量の増加も予想され、周囲の理解がなければ、円滑な運営はできません。決断するのはトップの役目だが、それが独断専行に移ってしまえば、人の心はついてこず、市政方針にある力を一つにし、心一つに、世界で一番住みたいと思える町を築くには至りません。このまま進めることは、将来に禍根を残すことになるかと判断しました。

事業の推進を一旦中断させるため、認定こども園基本構想作成業務委託料の予算について、修正を求めるものであります。

以上説明を終わります。

○石飛委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

修正案に対して質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員

委員長、これ何回質疑はできますか。

○石飛委員長

一問一答方式で、委員会方式ですから、何回もできます。

○熊高委員　　まず1点、基本構想をまとめた後に、各関係者に説明を行うほうが分かりやすいと思いますが、これは質疑の中でも私は申し上げましたけども、その点はどのように考えられますか。

○石飛委員長　　説明者から答弁をお願いします。

○南澤委員　　基本構想をまとめた後にということですが、まず基本構想をつくることを認めてしまえば、このやり方を容認したことになると考えました。

　　以上です。

○石飛委員長　　熊高委員。

○熊高委員　　次に、「小学校区に1保育所を基本とするという原則が崩れることで、全てがなし崩しになる」とおっしゃっておりますけども、原則を守るとは当然大切だと思いますが、人口減少や経済状況あるいは社会環境が変化する時代にあって、20年あるいは30年先を考えたとき、原則にとられ過ぎると、変革は進まないと考えますが、この点どのようにお考えでしょうか。

○石飛委員長　　南澤委員。

○南澤委員　　ルールと現実が合わなくなったときは、ルールを変えてから現実に合わせていくべきだと考えております。

○石飛委員長　　熊高委員。

○熊高委員　　原則ということですので、その点はルールの中の一つの内容だというふうに思います。

　　次に、こういった検討をする中で、土地の候補地が何点か委員会の中で挙げられましたけども、その説明を聞く中で、小学校区内に代替地というものが確保できる可能性が非常に厳しいと私は見ましたが、その点はどのように受け止めておられますか。

○石飛委員長　　南澤委員。

○南澤委員　　昨日頂いた資料の中で、災害のあった後、七つの候補地が挙げられていますが、そのうちの二つは、現在保育所がある吉田保育所と吉田幼稚園のところが挙げられていました。ここが駄目なので変えましょうということで、候補地を選定しているはずなんですけれども、ここに二つあるというのは、資料がずさんと言わざるを得ない。そういった意味で、しっかりと調査すれば、まだまだ候補地はあるんじゃないかと考えております。

○石飛委員長　　ほかに質疑はありますか。

　　質疑なしと認めます。

　　これをもって、質疑を終了いたします。

　　これより、議案第35号「令和5年度安芸高田市一般会計予算」に対する討論を行います。討論は修正案も含めて、討論を行います。

　　まず、原案に対する賛成討論の発言を許します。

　　熊高委員。

○熊高委員　　今回の令和5年度の一般会計予算議案第35号に対しての賛成の立場

で申し上げます。

厳しい財政状況の中で、将来の安芸高田市の存続を目標に、シーリングを行い、各事務事業を厳しく精査し、可能な限り無駄を排除した予算となっていると思われまます。利害関係者等の理解が十分得られたかどうか、厳しい質疑等もありましたが、それに対しては、十分納得ができる答弁がなされたと思えます。将来に向けて、この令和5年度の予算というのは大きな試金石になる、そういったつもりで私はおりますので、今回の議案第35号も原案に対しては賛成する立場であります。

以上です。

○石飛委員長 次に、原案及び修正案に対し、反対討論の発言を許します。

〔討論なし〕

次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。

〔討論なし〕

次に、修正案に対する賛成討論の発言を許します。

田邊委員。

○田邊委員 座ったままでよろしいですか。

○石飛委員長 はい。

○田邊委員 2番、田邊です。修正案賛成の立場で討論いたします。

先週から2度にわたり、認定こども園基本構想作成業務委託料について審査してきました。吉田保育園などの移設の必要性、旧田んぼアート公園予定地の公園整備について、方向性は理解できます。吉田町での認定こども園整備の話自体は、石丸市長就任以前から検討をされていた案件であり、令和3年の災害がなければ、今回とは違った形で話が進んでいた可能性もあります。そういった部分も理解した上で、今回の認定こども園基本構想作成業務委託料を考えました。

しかし、賛成できる状態になっていないと判断します。一番大きな要因は、旧田んぼアート公園予定地に、公園整備と一緒に、認定こども園を整備するということに対して、市民や関係者の理解を得ているとは思えません。保育所規模適正化計画には、保護者や地域住民の理解を得ながら進めると記載されておりますが、昨日の同僚議員への答弁では、説明は関係する事業者へ一度、保護者には説明していないとのことでした。公園整備と保育園の移設という課題に対して、併せて整備するという考え方自体は、合理的だとは思いますが、話の進め方が合理的であるとは思えません。何かを作るといふことは、この先長い間残るわけですから、認定こども園をつくったせいでというような禍根が残らないよう、十分な理解を得る必要があると考えます。

本当にスピード感を持って計画を進めたいのであれば、11月の発表から今日までの約4か月間、保護者や地域住民の理解を得ながら進めるということを実践されてきたはずで、最初に言いましたが、公園整備や保育園の移設の方向性そのものは理解できます。今後については、議会も役割として、所管事務調査などで保護者や関係者の意見を聞くこと

もできるでしょう。

まずは、市民や関係者の理解を得るところから進めるべきと考え、修正案に賛成いたします。

○石飛委員長 引き続き、提案に対する賛成討論の発言を許します。

〔討論なし〕

次に、修正案に対する賛成討論の発言を許します。

芦田委員。

○芦田委員 私は令和5年度安芸高田市一般会計予算の修正案に賛成の立場から討論します。

認定こども園構想は吉田町の中心部にある吉田幼稚園、吉田保育所、三矢保育所を統合し、約5キロメートル離れた吉田町山手地区の旧田んぼアート予定地に認定こども園を新設し、一体的に公園を整備するというものです。三つの保育所と幼稚園は、背後が山で、土砂災害の特別警戒区域に指定されており、安全性の高い場所に移転する必要があるというのはよく理解できます。吉田町中心部では、適当な候補地が見つからなかったということですが、13日に提出された比較検討候補地7件を見ると、特記事項にあるプラス評価、課題も極めて抽象的で、評価をするのが難しいという印象がぬぐえません。内容が雑駁で、いずれも比較検討候補地には適さないと考えます。

市の提案は、旧田んぼアート公園予定地ということになっています。しかし、ここは吉田の中心部から5キロも離れており、自動車の運転が条件となり、自動車を持たない保護者、運転ができない保護者は利用が困難と考えられます。

また、保護者の朝の限られた貴重な時間を制限されることが大きな負担になることは言うまでもありません。マイクロバスでの送迎は、3歳児から5歳児は問題ありませんが、0歳児から2歳児は保護者が同乗する必要があります。保護者によって、出勤時間や退社時間がまちまちであるため、マイクロバスの利用は効率が悪く、困難です。

結局、七つの候補地はメリットよりデメリットのほうが多く、現実的ではありません。財政が厳しく、新規に候補地を取得することが困難で、現有する市有地を最大限利用する案は分かりますが、利用者の利便性を考慮するなど、親が子育てをしやすい環境づくりを優先することを検討すべきではないでしょうか。そうすべきではないかと考えます。幼稚園や保育所の保護者の意見を十分聞く。また、関係者や市民への説明を十分に果たし、議論を尽くし、最良の結果を導くべきではないかと思えます。

多くの考え方があり、全てを集約したものとするのは難しいかもしれません。しかし、議論が尽くされず、関係者をはじめ、市民が理解、納得せず示された旧田んぼアート公園予定地に、認定こども園を新設することには断固反対します。

よって、令和5年度安芸高田市一般会計予算の修正案に賛成します。

- 石飛委員長　引き続き、修正案に対する賛成討論の発言を許します。
〔討論なし〕
これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第 35 号「令和 5 年度安芸高田市一般会計予算」の件を採決いたします。
まず本案に対する、南澤委員、田邊委員から提出された修正案についてを起立により採決します。
修正案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 石飛委員長　起立多数であります。
よって、修正案は可決すべきものと決しました。
次に、原案の修正部分以外について採決します。
原案の修正部分以外について、決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 石飛委員長　起立多数であります。
よって、原案の修正部分以外について、可決すべきものと決しました。
続いて、議案第 36 号「令和 5 年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」の件から、議案第 50 号「令和 5 年度安芸高田市下水道事業会計予算」の 15 件について、討論を伺います。
討論はありませんか。
〔討論なし〕
- 石飛委員長　討論なしと認め、討論を終結いたします。
ここで採決の方法についてお諮りいたします。
討論がありませんでしたので、本件 15 件については、一括して採決させていただきたいと考えますが、これに御異議ございませんでしょうか。
〔異議なし〕
- 石飛委員長　異議ありませんので、そのように決定しました。
これより、採決を行います。
議案第 36 号「令和 5 年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」の件から、議案第 50 号「令和 5 年度、安芸高田市下水道事業会計予算」の 15 件を起立により採決いたします。
本件 15 件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 石飛委員長　起立多数であります。
よって、本案 15 件は原案のとおり、可決すべきものと決しました。
以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。
なお、委員会報告書の作成について、皆さんから御意見等がありま

したら発言願います。

〔発言なし〕

それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○石飛委員長 異議なしと認め、さよう決定しました。
次に、閉会中の継続調査についてお諮りします。
本委員会の当初予算の審査、補正予算の審査、決算の審査に関する
ことにつきましては、調査の必要性が生じた場合は、閉会中においても、
調査を行いたいと考えますが、これに御異議ありませんでしょうか。

〔異議なし〕

○石飛委員長 異議なしと認め、さよう決定しました。
なお、所管事務の調査は、会期中が原則でありますので、会議規則
第109条の規定により、議長に閉会中の継続調査を伺う旨の申し出を行
いたいと思います。
以上で、閉会中の継続調査についてを終了します。
以上をもって、第5回予算決算常任委員会を閉会します。
御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 3時04分 閉会